

陸前高田市男女共同参画計画 (案)

～ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり～



陸前高田市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 基本理念	3
5 基本目標	4

第2章 計画の内容

1 計画の体系	5
2 計画の内容	
基本目標1 社会全体における男女共同参画の推進	6
基本目標2 家庭における男女共同参画の推進	9
基本目標3 地域における男女共同参画の推進	14
基本目標4 職場における男女共同参画の推進	17
【女性活躍推進法に基づく推進計画関係】	
基本目標5 教育の場における男女共同参画の推進	21
基本目標6 安心して暮らせるまちづくりの推進	23
第3章 計画の推進	26

関係資料

男女共同参画社会基本法	28
岩手県男女共同参画推進条例	33
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	38
世界・日本・岩手県の動き（一覧表）	49
男女共同参画をすすめるための意識調査（集計結果）	51
男女共同参画計画策定委員会設置要綱	67
男女共同参画計画策定委員会委員名簿	69

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

憲法には、個人の尊重、法の下の平等がうたわれており、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の日本の社会を決定する最重要課題とされています。

国は、この基本法に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定後、第2次から第4次までの計画を経て、令和2年12月に第5次の計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進するとともに、女性が社会で活躍しやすい環境をつくることを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年法律第64号）を施行しています。

岩手県においても、平成12年に「いわて男女共同参画プラン」を策定後、新プラン策定及び改訂を経て、令和3年3月に新たに「いわて男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取組を推進しています。

本市においては、平成14年11月に「陸前高田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会をめざした意識づくりや、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組んできたところですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受け、その後、市街地を中心とする災害復旧・復興事業を進めてまいりました。

このような状況のもと、本市は平成27年6月に「ノーマライゼーション」という言葉のいらないまちづくりアクションプラン」を策定し、誰もが多様性を認め合い個性を持つ一個人として尊重され、誰もが快適に過ごせるまちづくりを進めてきたところであります。

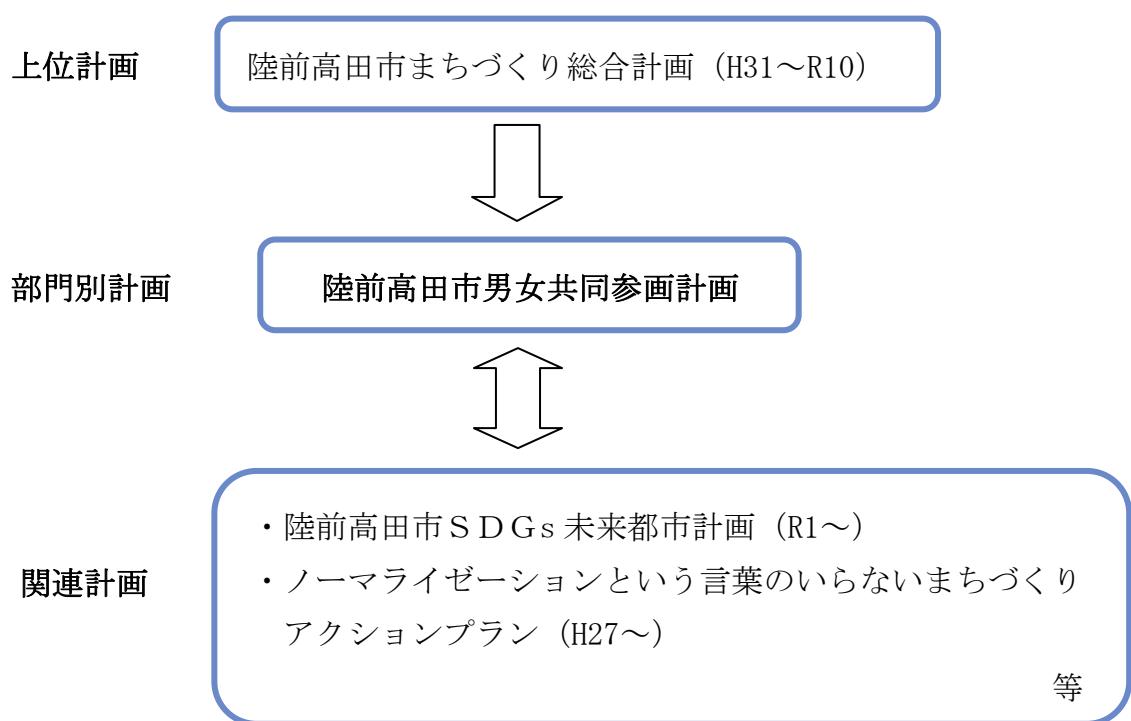
また、平成31年3月には「陸前高田市まちづくり総合計画」を策定し、基本施策の一つとして、「仕事と生活の調和を図り、男女共同参画を推進する」としており、個人の人権が尊重され、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、それぞれが活躍できる地域社会の実現が求められています。

その実現のためには、市民・地域・事業者・行政等がそれぞれの責任を自覚とともに、相互に連携を図る必要があります。

このようなことから、男女共同参画社会の推進に向けて、市の基本的な考え方や関連する施策を体系化し、総合的かつ効果的に推進するために、新たに「陸前高田市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会を推進するために、市の基本的な考え方を示すとともに、関連する市の施策を体系化したものです。
- (2) 「陸前高田市まちづくり総合計画」をはじめとする各種計画との整合性を図っています。（下の図参照）
- (3) 「陸前高田市男女共同参画計画策定委員会」を設置し、その提言を踏まえ策定したものです。
- (4) 令和3年1月に市が実施した「男女共同参画をすすめるための意識調査」により、市民の皆さまの調査結果を反映させ、策定したものです。
- (5) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に基づくものです。
- (6) 女性活躍推進法第6条第2項に定める「市町村推進計画」に基づくものです。



3 計画の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

(1) 人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものである、あるいは間接的なものであることを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、誰もが社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び方針決定過程への共同参画

誰もが社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活の活動と他の活動との両立

家族が互いに協力し合い、社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の地域、職場、学校その他の社会の分野における活動を行うことができるようすること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。

(6) 生涯にわたる健康な生活

誰もが互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

(7) あらゆる暴力的行為の根絶

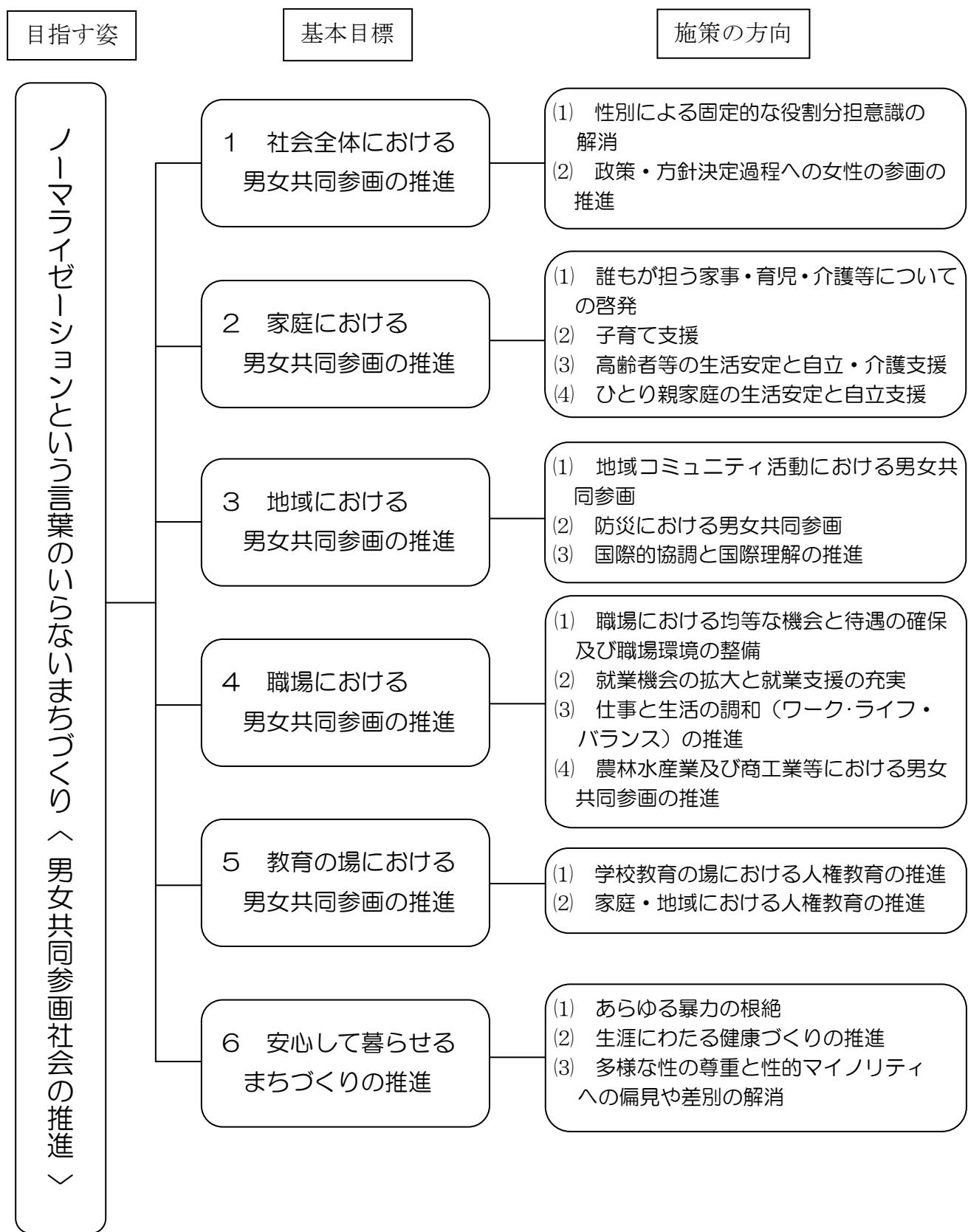
配偶者間その他の関係における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

5 基本目標

- (1) 社会全体における男女共同参画の推進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 職場における男女共同参画の推進
- (5) 教育の場における男女共同参画の推進
- (6) 安心して暮らせるまちづくりの推進

第2章 計画の内容

1 計画の体系



2 計画の内容

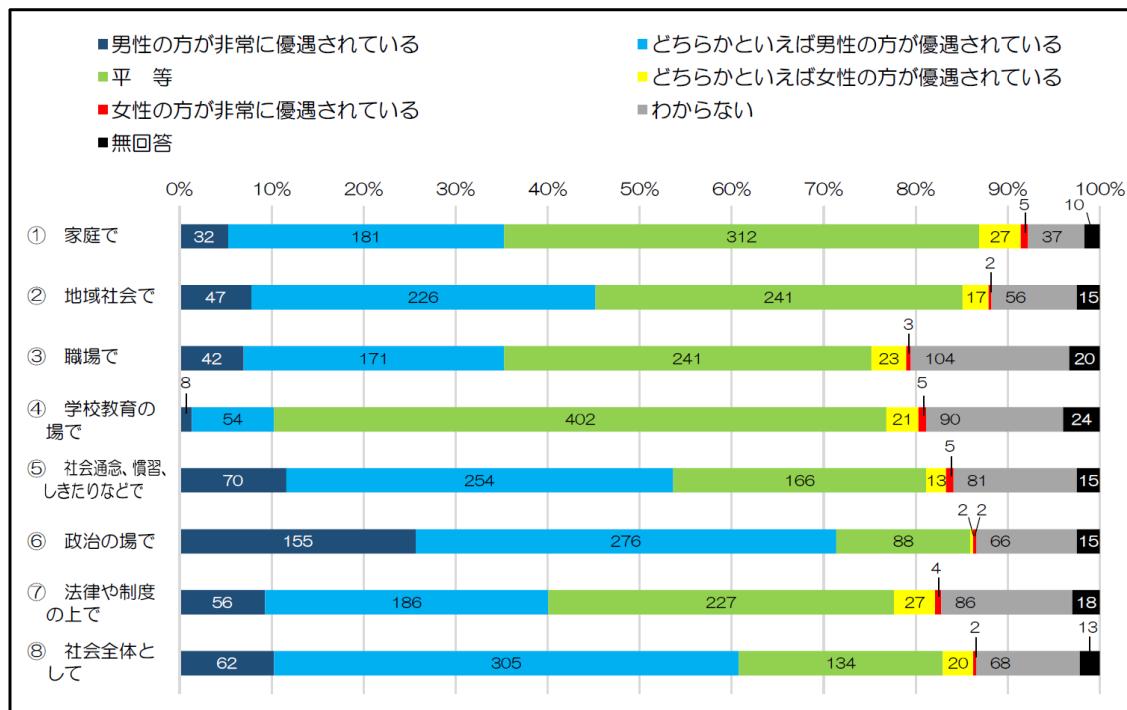
基本目標1 社会全体における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 男女共同参画社会とは、男性であることや、女性であることによらず、「人」として、対等に暮らしていく社会のことです。
社会のあらゆる分野において誰もが対等な構成員として参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習などを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。
- 「男女共同参画をすすめるための意識調査」（以下、「意識調査」という。）の結果によると、男女の地位の平等について、「学校教育の場」を除く7つの項目において、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。特に、「政治の場」や「社会全体」、「社会通念など」において、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。
- 誰もが互いに人間として尊重しあい、誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向け、人権の尊重や男女平等意識の浸透を図り、あらゆる分野での男女共同参画を進める必要があります。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

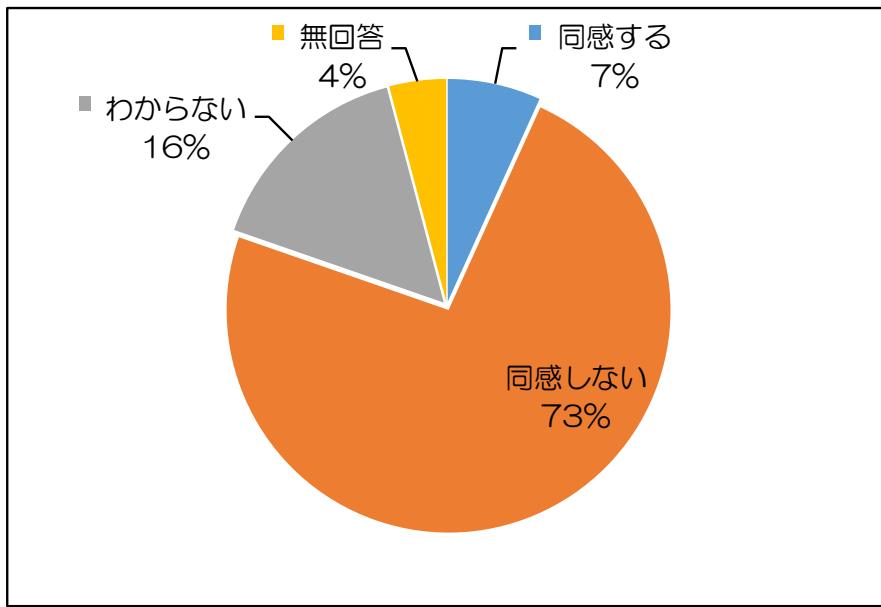
問1 あなたは今の社会で、次のような各分野で男女の地位が平等になっていると思いませんか。



(n=604)

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方を、あなたはどう思いますか。



(n=604)

◇ 施策の方向

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」、「男だから、女だから」をはじめとした性別による固定的な役割分担意識により、女性に家庭的役割が重くかかったり、個人の能力を発揮したり活動する機会が阻害されることのないよう、制度や慣習などを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。

このような、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等意識の浸透を図るため、啓発活動を推進します。

基本事業	取組内容
男女共同参画に関する啓発	男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、広報、ホームページ等などで情報発信を行います。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

様々な分野の政策・方針決定過程において女性が占める割合はまだ低い状況にあります。審議会等委員への女性の登用をはじめ、企業や各種団体等においても、方針の立案及び決定過程における女性の参画が促進するよう働きかけます。

基本事業	取組内容
審議会等への男女共同参画の促進	各種審議会や委員会などにおける女性委員の積極的な登用により、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。
企業や各種団体等における男女共同参画の促進	企業や各種団体等の様々な活動において、方針の立案及び決定過程における女性の参画が促進するよう働きかけます。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
各種審議会等における女性委員の登用率	18.5%	17.9%	30.0%	2023年に全委員の3分の1程度が女性委員となることを目指す

基本目標2 家庭における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 豊かで活力のある社会をつくるために、誰もが互いに役割を担い、家事・育児・介護等に平等に参画し、パートナーシップを発揮することが求められています。
- 「意識調査」の結果によると、「家庭」での男女の地位の平等について、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。（6ページ参照）

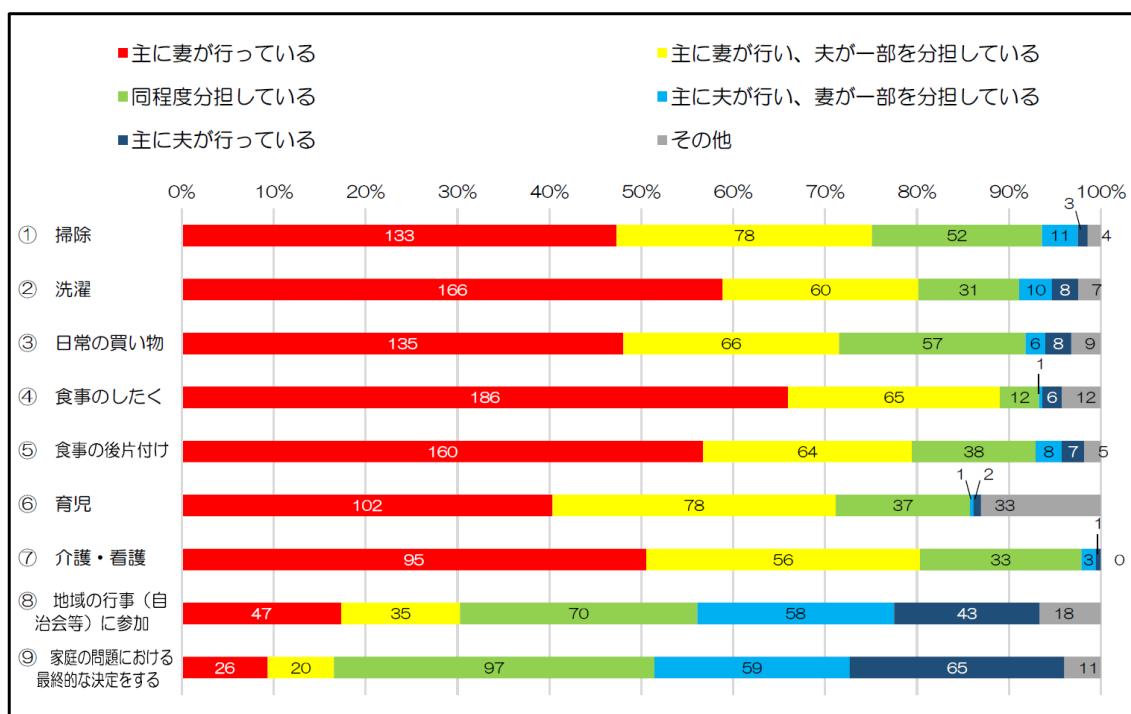
また、家庭での家事分担については、「食事のしたく」や「洗濯」、「介護・看護」など7項目において、主に妻が行っているとする割合が高くなっています。

- 女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を社会全体で見直し、家族を構成する誰もが互いに協力し、家事・育児・介護等といった家庭的役割を担うという意識の醸成が必要です。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問7 〔現在結婚されている方にお伺いします。〕

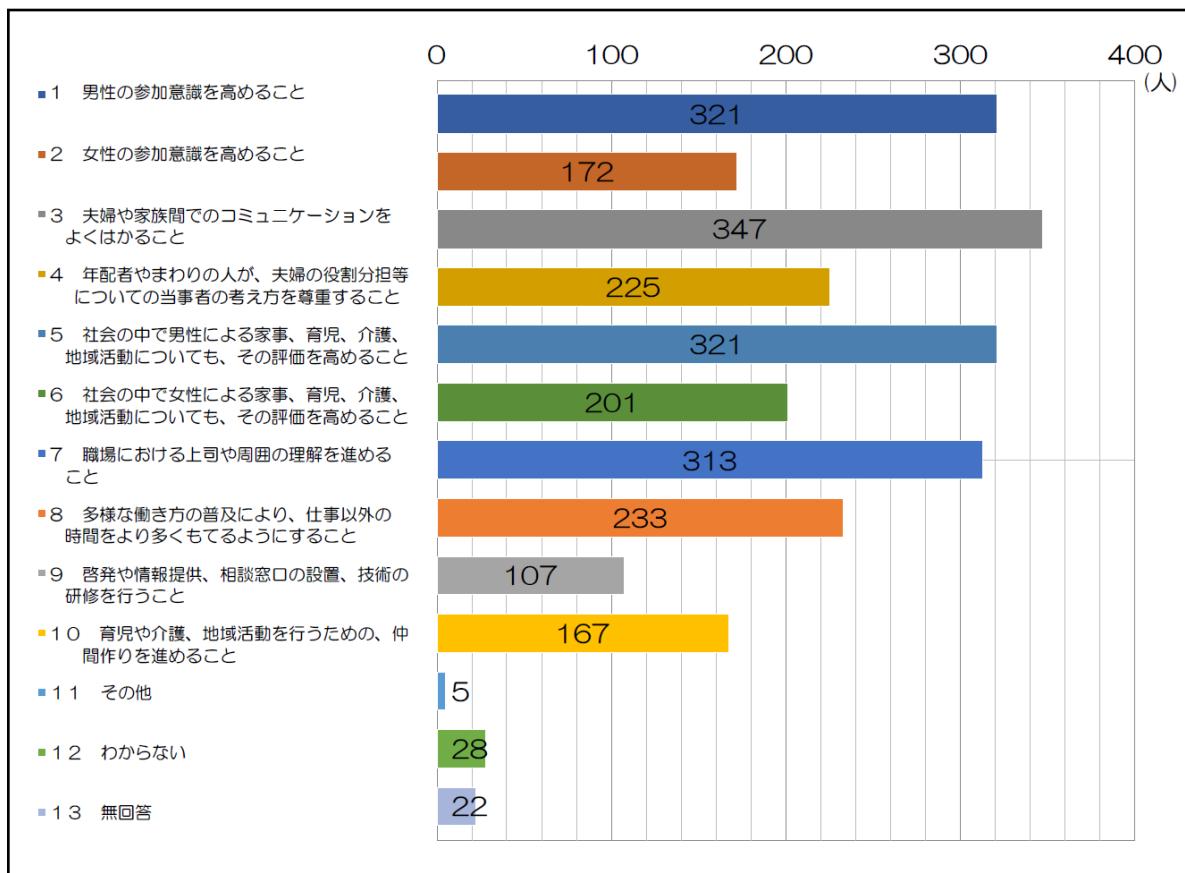
あなたのご家庭では、次にあげるような家事などを、主に誰が分担していますか。



(n=282)

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問8 男女がともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



(n=2462)

◇ 施策の方向

(1) 誰もが担う家事・育児・介護等についての啓発

世代を問わず、家庭生活における家事・育児・介護等を誰もが協力して担うという意識啓発を図ります。

基本事業	取組内容
家庭生活における男女共同参画の意識づくりの促進	家庭生活における男女共同参画を推進するため、広報、ホームページ等などで情報発信を行います。

(2) 子育て支援

安心して子どもを産み育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについて情報提供を行うとともに、社会全体で子育てを支える体制の充実を図ります。

基本事業	取組内容
子育て環境の積極的支援	育児相談の窓口となる子育て支援センターの設置や放課後児童クラブに関する要望を踏まえた未設置地区などへの働きかけを行うとともに、出生時や就学時における商品券の給付による経済的支援を行います。 また、子どもの貧困に関する実態把握をした上で対策を検討・実施するとともに、児童が安心して遊べる場所の確保・整備を図ります。
保育サービスの充実	少子化に対応した保育所のあり方を検討するとともに、病後児保育の実施や一時預かり・延長保育の拡充により、多様化する保育サービスに対応していきます。 また、子育て支援員養成研修の実施により、市民総参加型子育て支援を推進します。
障がい児や発達支援が必要な児童への支援	児童発達支援や放課後児童デイサービスの実施により、障がい児や発達支援が必要な児童へのケアを充実するとともに、障がい児のライフイベント等における円滑な支援を継続していきます。
母子保健事業の充実	各種健診・教室・相談事業の充実を図るとともに、周産期医療情報ネットワークシステムの活用により妊婦への早期介入支援や赤ちゃん訪問を実施します。
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等において、授乳スペースや、多目的トイレの設置など、安心して子どもを連れていく環境整備に努めます。

(3) 高齢者等の生活安定と自立・介護支援

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、また、介護者の負担を軽減できるよう、介護・福祉サービスの充実を図ります。

基本事業	取組内容
安心して暮らせる環境の整備	自宅で安心して生活できる障がい福祉サービスの利用促進を図ります。
相談機能の充実	民生委員や社会福祉協議会との連携をさらに推進し、相談機能の充実を図ります。
高齢者の生活支援の推進	ニーズ把握により高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合いや地域での見守りなどによる日常生活上の多様な支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加を推進します。
高齢者の地域包括ケアシステム※1の深化・推進	介護予防から重度化予防までの連続的・効果的な支援を行うことより、医療・介護・福祉の連携による取組をさらに推進します。

※1 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

(4) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

ひとり親家庭では、生計の維持や家事・育児の負担が大きいため、経済的・精神的な問題を抱え、社会的自立が困難な状況になる場合があります。

このようなひとり親家庭の生活安定に向け、経済的・社会的自立を支援します。

基本事業	取組内容
ひとり親等の家庭への支援	ひとり親家庭への児童扶養手当の給付等により経済的支援を図るとともに、医療費助成等により健全な児童の育成を支援します。 また、ひとり親支援員の配置により就労・経済面に関する相談への適切な助言・指導を行います。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
子どもを産み育てる環境に満足している人の割合	41.2%	—	60.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に60%となることを目指す
医療・介護・福祉体制に満足している人の割合	48.1%	—	60.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に60%となることを目指す
高等職業訓練促進給付費等事業※2（ひとり親家庭対象）の受給者数	1人	0人	2人	毎年2人程度の受給を目指す

※2 母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合に、所得に応じて給付金を支給する制度。

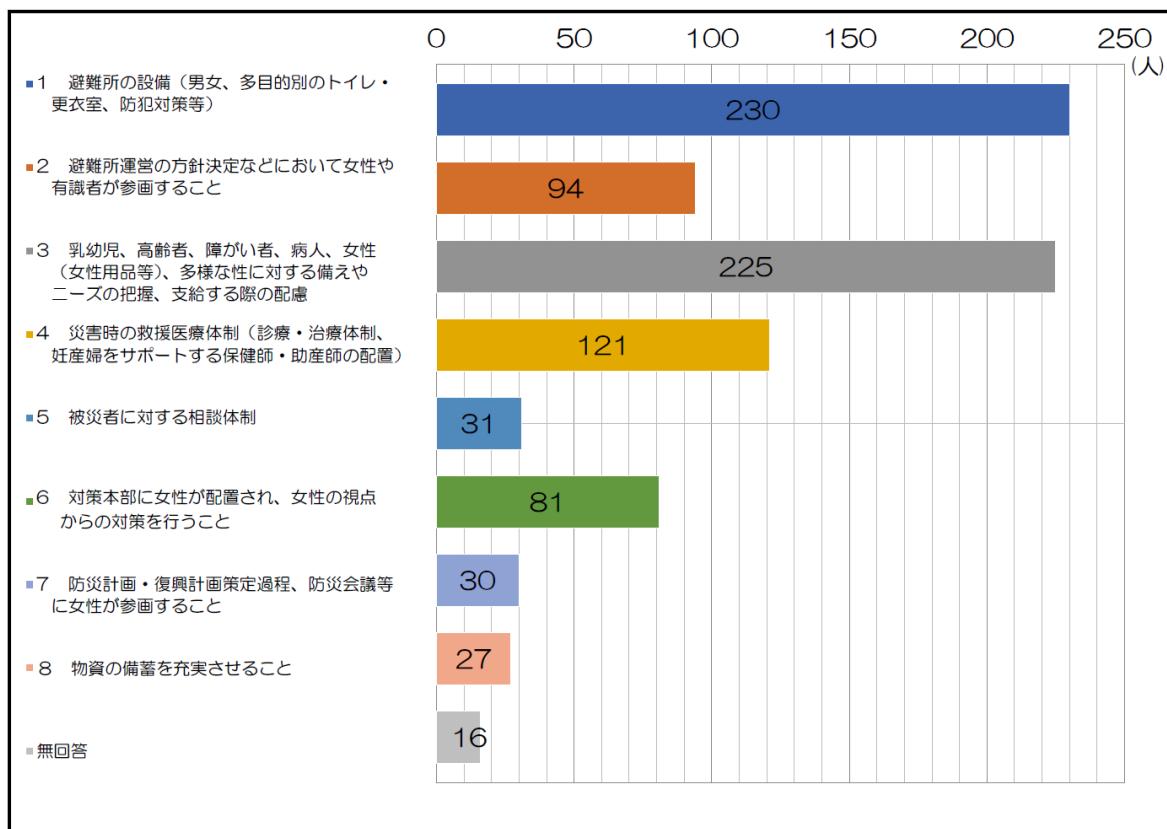
基本目標3 地域における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 豊かで活力のある地域社会を実現するためには、地域においても男女共同参画の視点に立った活動が求められています。
- 「意識調査」の結果によると、「地域社会」での男女の地位の平等について、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。（6ページ参照）
また、家庭での家事分担については、「地域行事への参加」において、主に夫が行っているとする割合が高くなっています。（9ページ参照）
- 誰もが対等な立場で、地域課題の解決に向けた活動に積極的に参画する環境の整備が必要であり、地域コミュニティ形成や防災など、地域社会における男女共同参画を進め、地域全体の活性化を図る必要があります。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問19 地域の防災で、性別の視点に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。
次の中から3つまで選んでください。



(n=855)

◇ 施策の方向

(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画

誰もが自由に参加できるような地域社会を形成していくためには、互いに協力し合い、長期的な視点を持って活動に取り組むとともに、地域の担い手を育成することが重要です。

慣習などによる固定的な役割分担意識を見直し、誰もが対等な立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域コミュニティ活動が推進するよう啓発活動を行います。

基本事業	取組内容
地域コミュニティ活動における男女共同参画の意識づくりの促進	地域コミュニティ活動における男女共同参画を推進するため、広報、ホームページ等などで情報発信を行います。
協働によるまちづくり推進体制の構築	市・コミュニティ推進協議会・各種地域団体・まちづくり団体による分野別意見交換会などの開催や協働によるまちづくりの推進体制を構築することにより、協働対象分野の拡大を図ります。

(2) 防災における男女共同参画

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時においては性別や年代によるニーズの違い等に配慮するとともに、防災・復興にあらゆる視点を取り入れるため、防災に関する政策・方針の決定過程や地域での防災活動等、あらゆる場面で男女共同参画を推進します。

基本事業	取組内容
地域防災力の向上	自主防災組織の組織化を推進するとともに、体制の強化を図り、その活動が充実するよう各種支援を行います。

(3) 国際的協調と国際理解の推進

「持続可能な開発目標（S D G s）」について周知を図るとともに、ジェンダー平等の実現のため、性別による差別を無くし、誰もが対等に権利・機会・責任を分かち合える社会を推進します。

基本事業	取組内容
「持続可能な開発目標（S D G s）」の周知	「持続可能な開発目標（S D G s）」について周知します。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
協働によるまちづくりの推進に満足している人の割合	62. 1%	—	65. 0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に65%となることを目指す
防災意識の普及と防災・減災体制に満足している人の割合	68. 6%	—	75. 0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に75%となることを目指す

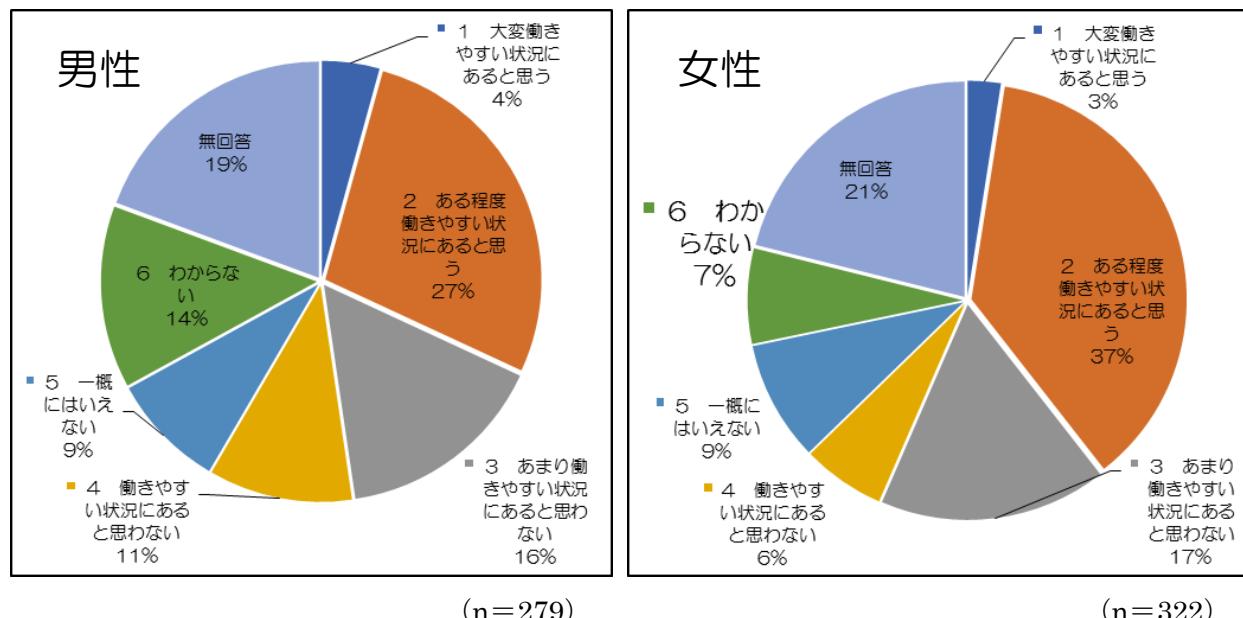
基本目標4 職場における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 性別を問わず、自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍できる環境が求められています。
- 労働においては、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などの法整備が行われ、誰もが平等に働くことができる環境が整えられてきました。しかし、実際には、これらの法律が浸透していなかったり、制度があっても利用しにくかったりといった現実が少なくありません。誰もが、仕事と生活を両立していくためにも、法制度の浸透に力を入れていく必要があります。
- 固定的な役割分担意識の見直しを促進し、誰もが平等に家庭生活に参画とともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めていくことが重要です。
- 「意識調査」の結果によると、「職場」での男女の地位の平等について、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。（6ページ参照）また、現在の社会が働きやすい状況にあるかについて、「働きやすい状況にあるとは思えない」とする割合が、男性は27%、女性23%であり、働きやすい環境づくりの推進が必要です。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問11 現在の社会は、あなたにとって働きやすい状況にあると思いますか。



◇ 施策の方向

(1) 職場における均等な機会と待遇の確保及び職場環境の整備

職業において、誰もが性別により差別されることなく働き続けることができるよう、均等な機会と待遇の確保の実現に向け、男女雇用機会均等法などの関係法令や国の助成金制度について周知を図ります。

また、職場でのハラスメント※3の防止に向けて、情報の提供や被害防止の意識啓発を図ります。

※3 嫌がらせやいじめ等により、精神的苦痛を与える行為

基本事業	取組内容
男女雇用機会均等法などの周知	男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や国の助成金制度について周知します。
職場でのハラスメント防止に向けた意識啓発	職場でのハラスメント防止に向けた意識啓発を推進するため、広報、ホームページ等などで情報発信を行います。

(2) 就業機会の拡大と就業支援の充実

就業機会の拡大を図るとともに、職業選択の幅を広げることができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力の開発・向上を支援します。

基本事業	取組内容
魅力ある雇用の創出	企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、関係機関との連携による高齢者や子育て世代、障がいのある方など多様な方の就業の場を確保するとともに、就職情報の提供などにより市外に住む新規学卒者のUターンや若年者の地元への就労・定住を推進します。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが仕事と生活の両立ができるよう、育児休暇や介護休暇等の各種制度の周知を図るとともに、職場における労働環境の整備を促進します。

基本事業	取組内容
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	働き方改革や子育て環境の改善に関する取組などにより、仕事と生活の調和を推進します。
市民意識の醸成と男女共同参画の推進	市内事業者などを対象とした講演会や研修会の開催により仕事と生活の調和に関する意識の醸成を図るとともに、講演会・研修会の開催や広報誌などの情報発信により、市民への男女共同参画を推進します。

(4) 農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進

農林水産業及び商工業に従事する女性は、生産や経営の重要な担い手としての役割を果たしています。

しかしながら、家族経営の場合、生産や経営と生活が密接であり、就労環境の改善が図られてはきていますが、依然として十分とは言えない状況にあります。

このような状況から、誰もが対等な構成員として、経営や経営方針決定過程へ参画するとともに、労働環境の整備を促進します。

基本事業	取組内容
経営基盤強化の推進	経営基盤の充実・強化を図ることにより、就業環境の改善と所得向上を目指します。
経営や経営方針決定過程への女性の参画促進	経営や経営方針決定過程に関し女性の参画促進を図るため、意識啓発を推進します。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
仕事と生活の調和 や男女共同参画の 推進に満足してい る人の割合	42.7%	—	60.0%	市民満足度調査におい て「満足している」又 は「やや満足している」 と答えた市民の割合が 2023年に60%となる ことを目指す
仕事と生活の調和 に関する講演会等 の参加者数	—	93人	100人	毎年10人ずつの増加 を目指す
仕事と家庭の両立 支援行動計画策定 登録数	5件	1件	20件	毎年3件程度の増加を を目指す

基本目標5 教育の場における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 男女共同参画を推進するためには、幼少期から家庭や学校において、人権尊重や、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が誰にとっても有意義であることとなるよう意識啓発を図る必要があります。
- 「意識調査」の結果によると、「学校教育の場」での男女の地位の平等について、平等の割合が高くなっていますが、今後も継続した取組による男女共同参画の推進が必要です。 (6ページ参照)

◇ 施策の方向

(1) 学校教育の場における人権教育の推進

授業や学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人権尊重の精神に立って、男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるような教育を継続します。

基本事業	取組内容
豊かな心を育む教育の推進	道徳の授業などにおいて、自然体験やボランティア活動をはじめとする様々な体験活動等を推進します。
思春期保健事業の充実	障がいの有無や性的マイノリティ※4に関わらず人間関係を築ける若者の育成を図るとともに、妊娠・出産・育児・性に関する基本的知識の普及により、生命を尊重し思いやりをもった心の育成を図ります。

※4 様々な性自認や性的指向を持った人たち。性的少数者。

(2) 家庭・地域における人権教育の推進

家庭や地域における人権教育の大切さについて普及啓発を図るため、男女共同参画に関する生涯学習を推進するとともに、男女共同参画サポーターの活動を支援します。

基本事業	取組内容
連携・協働による生涯学習の推進	関係機関や団体などとの連携・協働による多様な学習機会の提供に努めます。
自主的・主体的な学習活動への支援	多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、自主的・主体的に行う学習活動を支援するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実などによる学習活動への参加を促進します。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
一人ひとりを大切にした学校教育の推進に満足している人の割合	62.2%	—	70.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に70%となることを目指す
「人の気持ちがわかる人間になりたい」と思っている児童生徒の割合	小66.0% 中80.0%	小74.0% 中81.0%	小68.0% 中82.0%	現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す
生涯学習の推進に満足している人の割合	69.7%	—	75.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に75%となることを目指す

基本目標6 安心して暮らせるまちづくりの推進

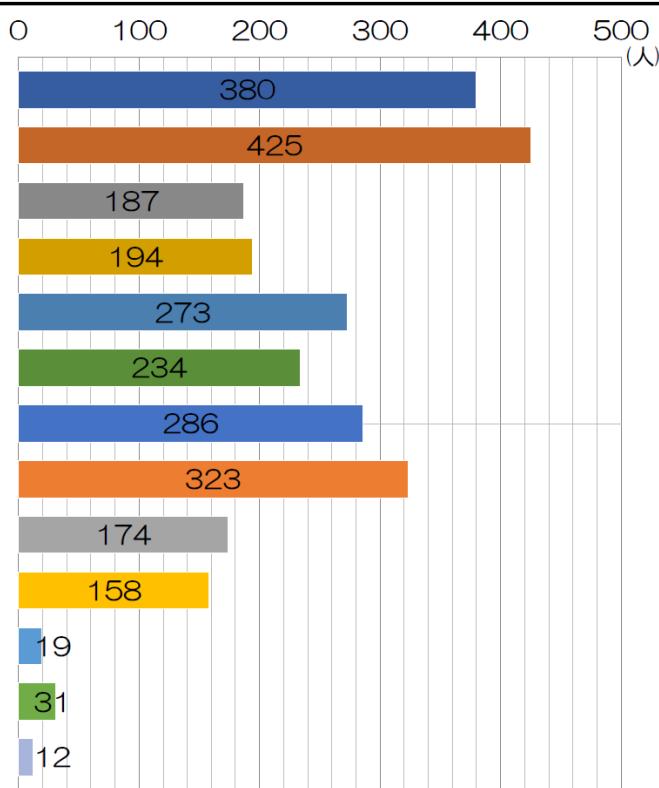
◇ 現状と課題

- 性別にかかわらず、全ての人権が尊重され、社会的弱者に対する暴力のない社会の形成が求められています。
- 「意識調査」の結果によると、「配偶者からの暴力等」を防止するために必要と考えることは、「家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」、「学校で児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」が多く、次に「どんな理由があっても、暴力をふるってはいけないということの周知」が続いていることから、各分野における意識の醸成が必要とされています。
- 生涯にわたる健康の保持増進は、あらゆる生活の基礎となるものであり、乳児期から高齢期までのライフステージに応じた健康管理が必要です。
- 一人ひとりに個性があるように、多様な性のあり方についても知識と理解を深める必要があります。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問17 「配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等」を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う
- 2 学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う
- 3 地域で、暴力を許さない社会作りのための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディア（新聞・テレビなど）を活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 加害者の取り締まりを強化する
- 6 暴力を振ったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 7 加害者への罰則を強化する
- 8 どんな理由があっても、暴力を振るってはいけないということの周知
- 9 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、ビデオ、ゲームソフトなど）を取り締まる
- 10 メディア（新聞・テレビなど）が自主的な取り組みを強化し、暴力表現を取り扱わないよう取り組む
- 11 その他
- 12 わからない
- 無回答



(n=2696)

◇ 施策の方向

(1) あらゆる暴力の根絶

配偶者間その他の関係における暴力的行為（DV）は、女性が被害者になることが多い状況です。暴力は、生活に不安感や恐怖心を植え付け、基本的人権の重大な侵害であり、決して許されるものではありません。

暴力はゆるされないもの、社会的な問題であるという認識を広め、その根絶に向けた啓発活動を積極的に行います。

基本事業	取組内容
暴力の根絶に向けた意識啓発	あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を推進するため、広報、ホームページ等などの情報発信を行います。
家庭婦人相談員の設置	家庭婦人相談員を設置し、DVや児童虐待の発見、保護及び相談指導等を行います。
各種相談の充実	人権擁護委員や行政相談委員による市民相談を実施します。

(2) 生涯にわたる健康づくりの推進

誰もが心身ともに健康で過ごすために、乳児期から高齢期までのライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

基本事業	取組内容
はまつてけらいん、かだつてけらいん運動の推進	陸前高田市未来団会議の開催や、地域支えあい協議体活動の実施、はまかだスポットガイドの活用・更新、はまかだ運動の普及啓発、各分野の関係機関との連携による乳児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスの提供、健康づくりボランティアなど市民の主体的な取組を支援することによる地域の健康づくり活動の充実を図ります。

基本事業	取組内容
疾病の重症化予防	特定健診・がん検診・人間ドック等の各種検診の受診を促進することにより、市民の生活習慣の改善を支援します。
市民のスポーツの機会の創出	スポーツやレクリエーション、ニュースポーツ、障がい者スポーツなど、市民がスポーツに親しむ環境を醸成するとともに、スポーツを行う機会の創出を図ります。

(3) 多様な性の尊重と性的マイノリティへの偏見や差別の解消

性的マイノリティに対する知識や理解不足により、当事者や家族が生きづらさを抱える場合があります。性の多様性が尊重され、性的マイノリティへの理解を促進するための普及啓発を行います。

基本事業	取組内容
性の多様性への理解	多様な性のあり方への理解を促進するため、広報、ホームページ等などで情報発信を行います。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
市民の健康づくりの推進に満足している人の割合	80.2%	—	85.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に85%となることを目指す

第3章 計画の推進

1 陸前高田市男女共同参画推進協議会の設置

団体や企業等の役員、知識経験者などの市民で構成する「陸前高田市男女共同参画推進協議会」を設置し、計画の推進に対する意見や提言等を踏まえ施策を推進します。

2 市民・地域・事業者等との連携

市民・地域・事業者等との相互の連携を図り、施策を効果的に推進します。

3 関係機関との連携

国・県・他の市町村との連携を図り、協力体制のもと計画の積極的な推進を図ります。

関 係 資 料

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協

力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

岩手県男女共同参画推進条例

平成14年10月9日条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

第4章 雜則（第32条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることのかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものとの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要な事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満となるないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第4章 雜則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雜則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行

われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第

12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これら

に基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働

局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかつた者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行について必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

世界・日本・岩手県の動き

年	世界	日本	岩手県	陸前高田市
1999 (H11)		●「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
2000 (H12)	●国連特別総会「女性2000年会議（ニューヨーク）	●「男女共同参画基本計画」閣議決定	●「いわて男女共同参画プラン」策定	●第1回男女共同参画推進懇話会開催
2001 (H13)		●男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行		●第2～5回男女共同参画推進懇話会開催 ●市民からの意識調査
2002 (H14)			●「岩手県男女共同参画推進条例」公布、施行	●第6回男女共同参画推進懇話会開催 ●陸前高田市男女共同参画計画策定
2003 (H15)				
2004 (H16)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 (H17)	●国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	●「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	●「いわて男女共同参画プラン」改訂 ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定	
2006 (H18)		●「男女雇用機会均等法」改正	●「男女共同参画センター」開設	
2007 (H19)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定		
2008 (H20)			●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」一部改正	
2009 (H21)		●「育児・介護休業法」改正		
2010 (H22)	●国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」改定 ●「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定		

年	世界	日本	岩手県	陸前高田市
2011 (H23)			●「いわて男女共同参画プラン」策定 ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定	
2012 (H24)				
2013 (H25)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2014 (H26)				
2015 (H27)	●国連「北京+20」記念会合(第59回国連女性の地位委員会)(ニューヨーク) ●第3回国連防災世界会議(仙台市)「仙台防災枠組」採択	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ●「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	●「第3回国連防災世界会議」において若者や女性の活躍支援の重要性を盛り込んだ「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を発信	
2016 (H28)		●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正	●「いわて男女共同参画プラン」改訂 ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定	
2017 (H29)				
2018 (H30)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行		
2019 (R元)	●G20大阪首脳宣言	●「女性活躍推進法」改正		
2020 (R2)	●国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会)(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定		
2021 (R3)			●「いわて男女共同参画プラン」策定 ●男女共同参画計画策定委員会開催	

男女共同参画をすすめるための意識調査

1 調査の目的

本調査は、男女共同参画社会の形成を推進するため、市民の男女平等に関する意識や家庭生活などの実態を把握し、陸前高田市男女共同参画計画の基礎資料とするものです。

2 実施主体

陸前高田市

3 調査項目

- (1) 男女平等について
- (2) 女性の社会参画について
- (3) 家庭生活について
- (4) 職業について
- (5) 仕事と家庭・社会活動の両立について
- (6) ドメスティック・バイオレンス（DV）などについて
- (7) 男女共同参画施策について

4 調査概要

- (1) 調査の名称 男女共同参画をすすめるための意識調査
- (2) 調査対象
 - ア 住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の1,000人
 - イ 市内中学校及び岩手県立高田高等学校の生徒
- (3) 調査方法
 - ア 郵送による配布・回収
 - イ 学校を通じて配布・回収
- (4) 調査期間 令和3年11月22日から令和3年12月6日まで

5 回収結果

配布数	回収数	回収率
1,232	604	49.0%

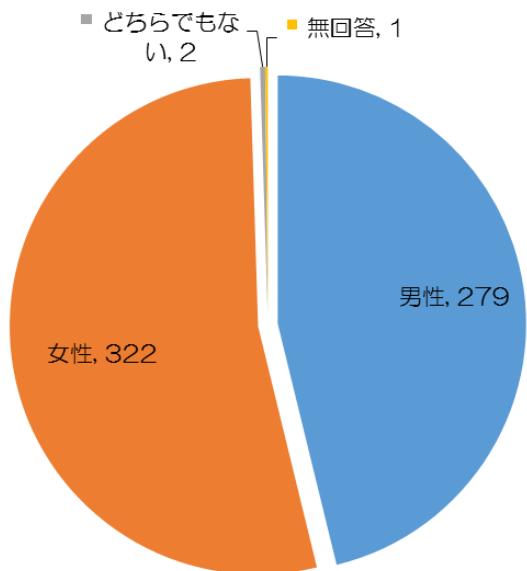
男女共同参画をすすめるための意識調査 集計結果

※各グラフの「n =」は質問に対する有効回答数です。

あなたのことについておたずねします。

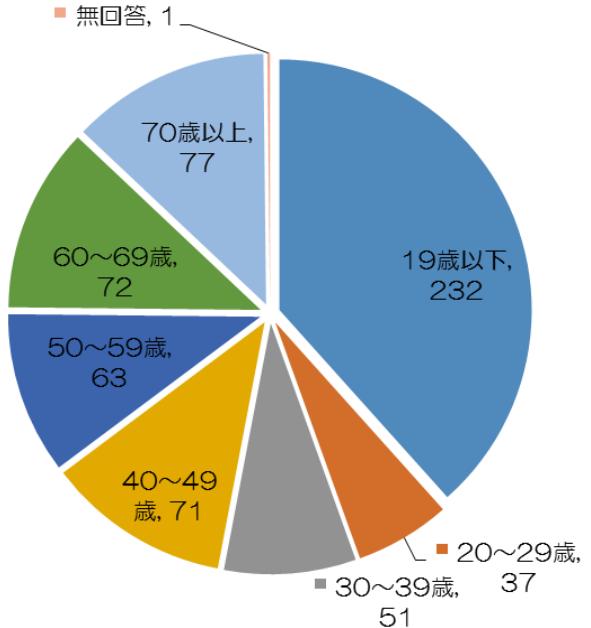
1 あなたの性別を選んでください。

選択肢	回答数	比率
男性	279	46%
女性	322	53%
どちらでもない	2	0%
無回答	1	0%
合計	604	100%



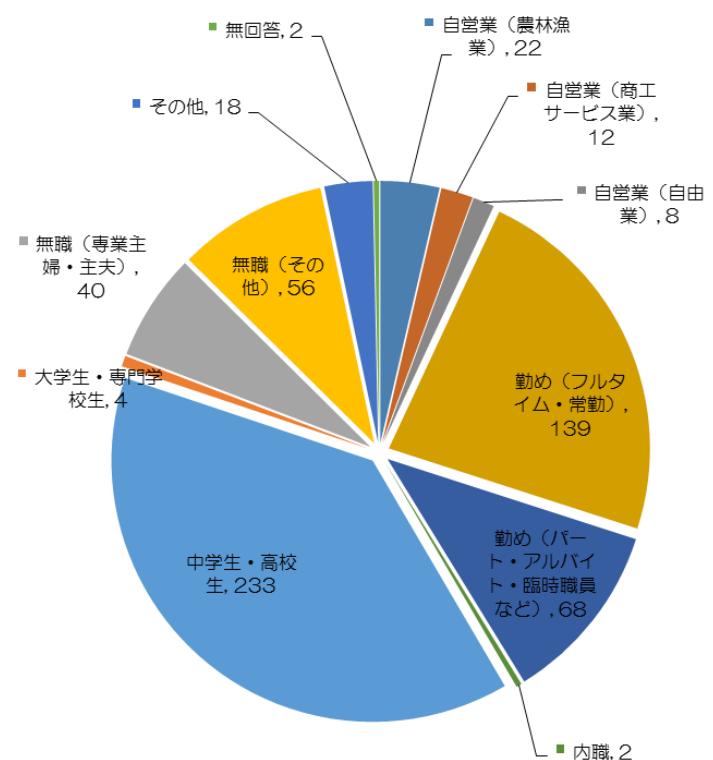
2 あなたの年齢は、次のどれにあたりますか。

選択肢	回答数	比率
19歳以下	232	38%
20~29歳	37	6%
30~39歳	51	8%
40~49歳	71	12%
50~59歳	63	10%
60~69歳	72	12%
70歳以上	77	13%
無回答	1	0%
合計	604	100%



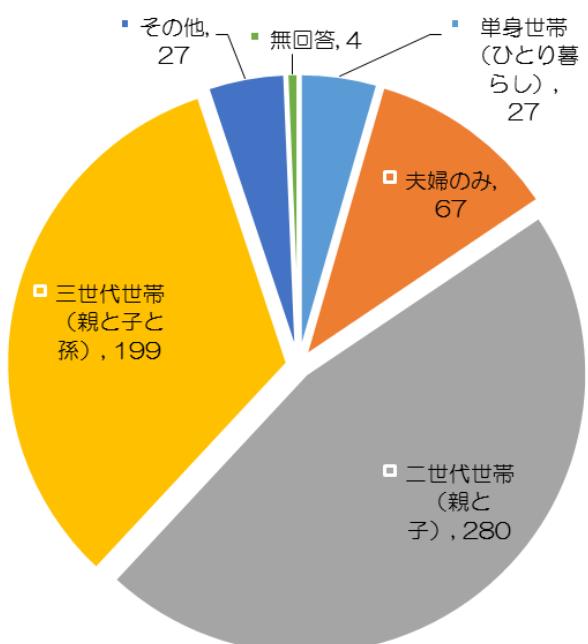
3 あなたの主たる職業等は、何ですか。次の中から1つ選んでください。

選択肢	回答数	比率
自営業（農林漁業）	22	4%
自営業（商工サービス業）	12	2%
自営業（自由業）	8	1%
勤め（フルタイム・常勤）	139	23%
勤め（パート・アルバイト・臨時職員など）	68	11%
内職	2	0%
中学生・高校生	233	39%
大学生・専門学校生	4	1%
無職（専業主婦・主夫）	40	7%
無職（その他）	56	9%
その他	18	3%
無回答	2	0%
合計	604	100%



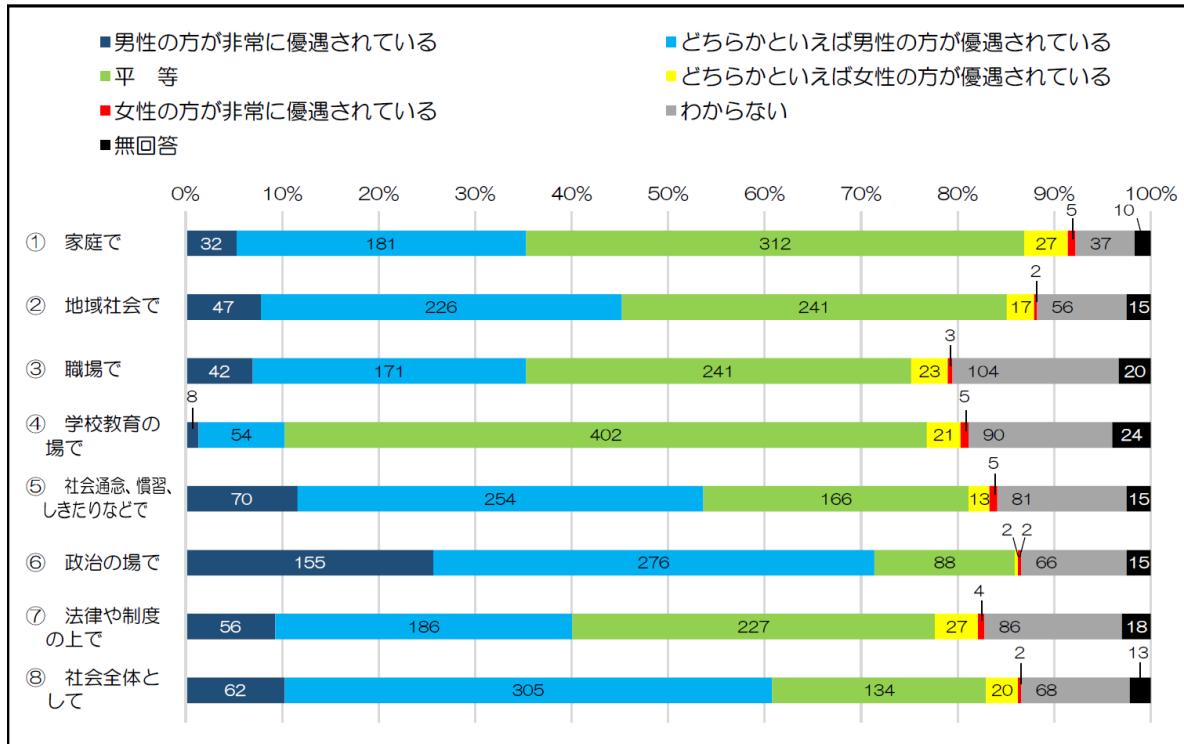
4 あなたのご家族の構成は、次のどれにあてはまりますか。次の中から1つ選んでください。

選択肢	回答数	比率
単身世帯（ひとり暮らし）	27	4%
夫婦のみ	67	11%
二世代世帯（親と子）	280	46%
三世代世帯（親と子と孫）	199	33%
その他	27	4%
無回答	4	1%
合計	604	100%



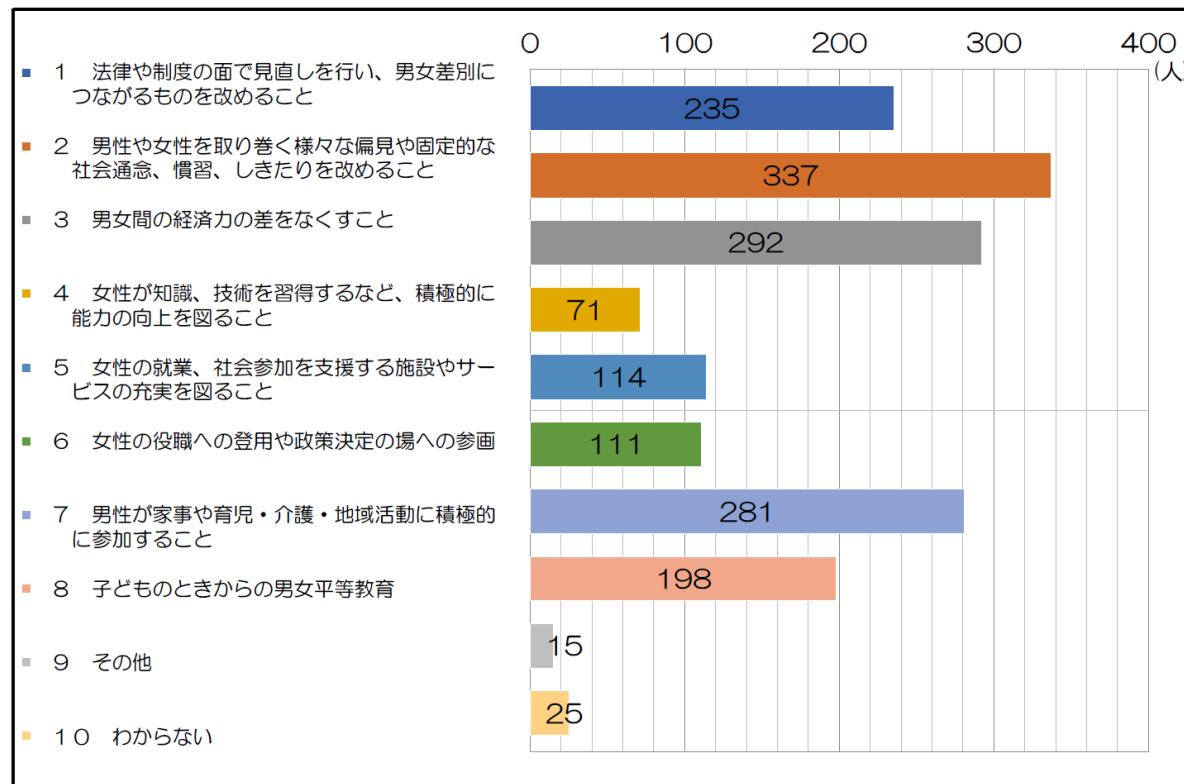
1 男女平等についてお伺いします。

問1 あなたは今の社会で、次のような各分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。



(n=604)

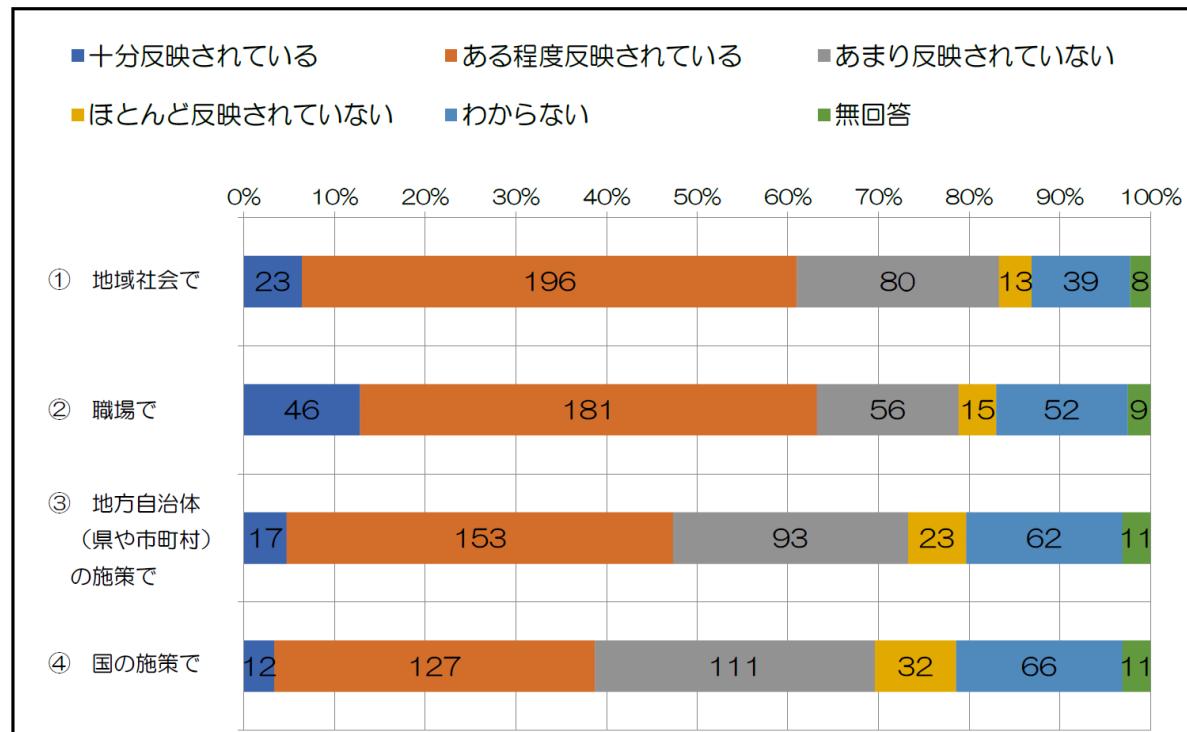
問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、重要なと思われるものは何ですか。次の中から3つまで選んでください。



(n=1679)

2 女性の社会参画についてお伺いします。

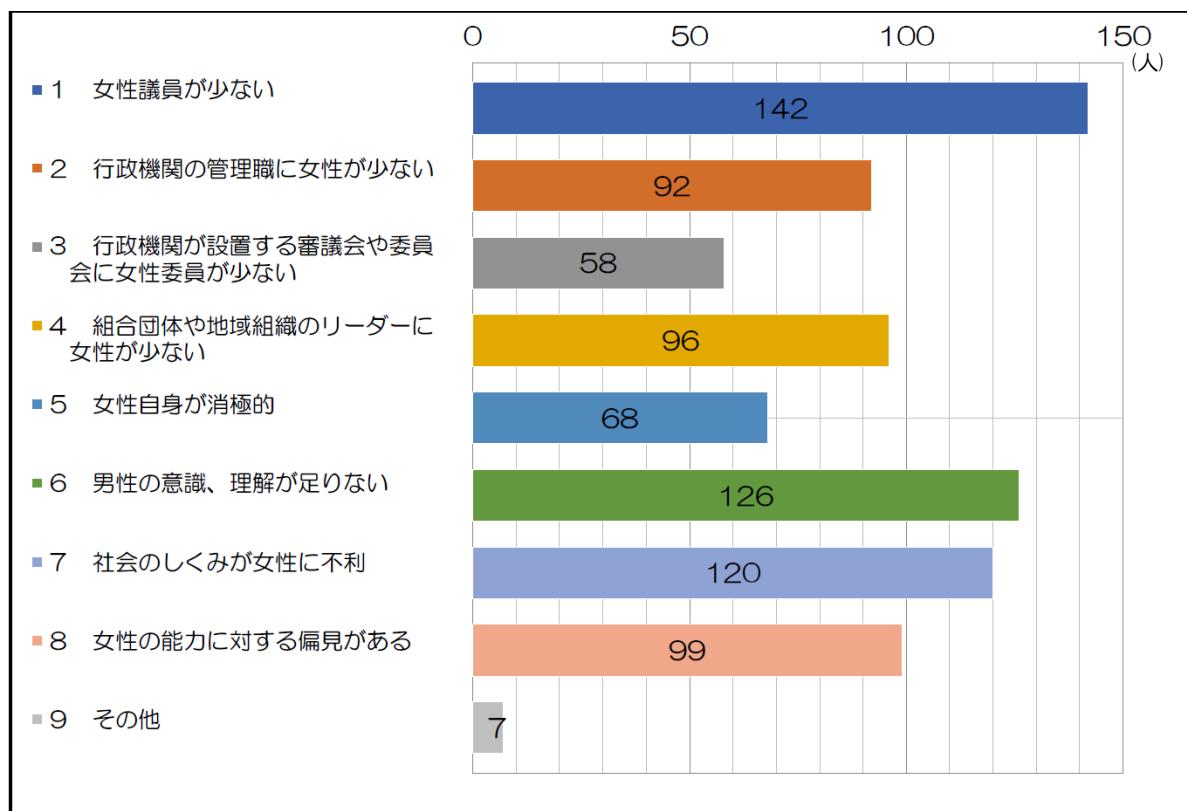
問3 あなたは、次の分野において、女性の意見や考え方が反映されていると思いますか。



(n=604)

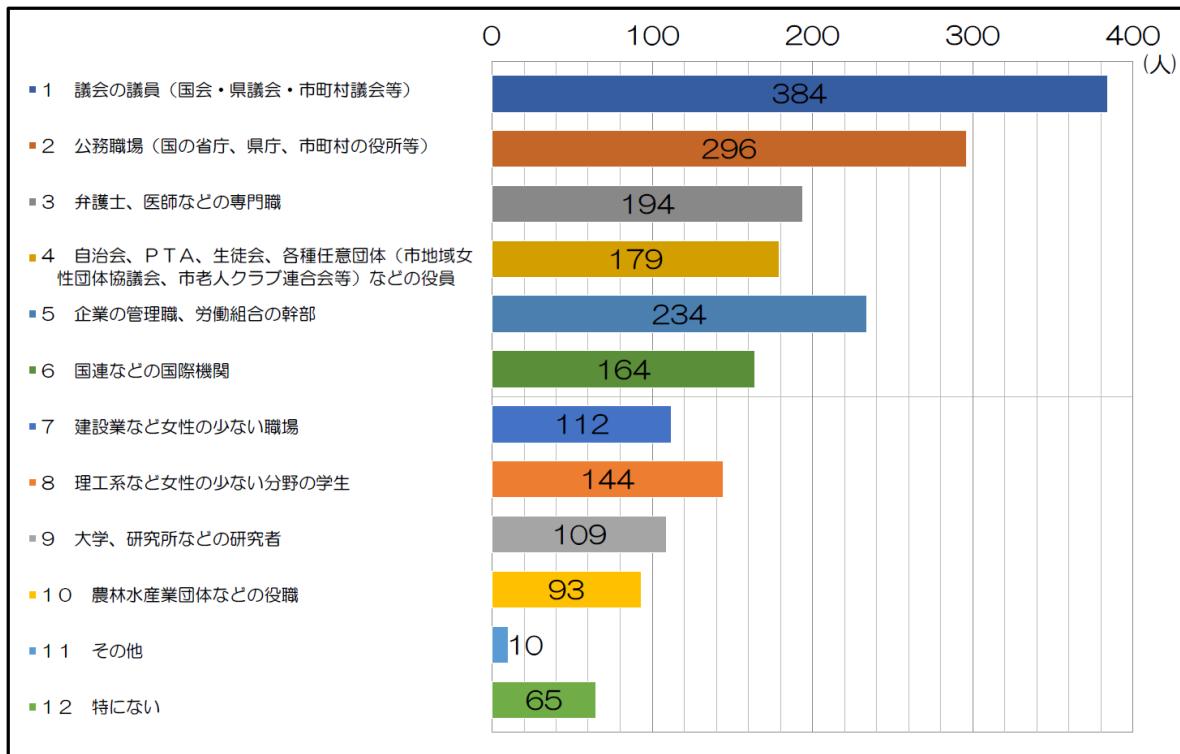
[問3で「あまり反映されていない」または「ほとんど反映されていない」と答えた項目があつた方にお伺いします。]

問4 反映されていない理由は何だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。



(n=808)

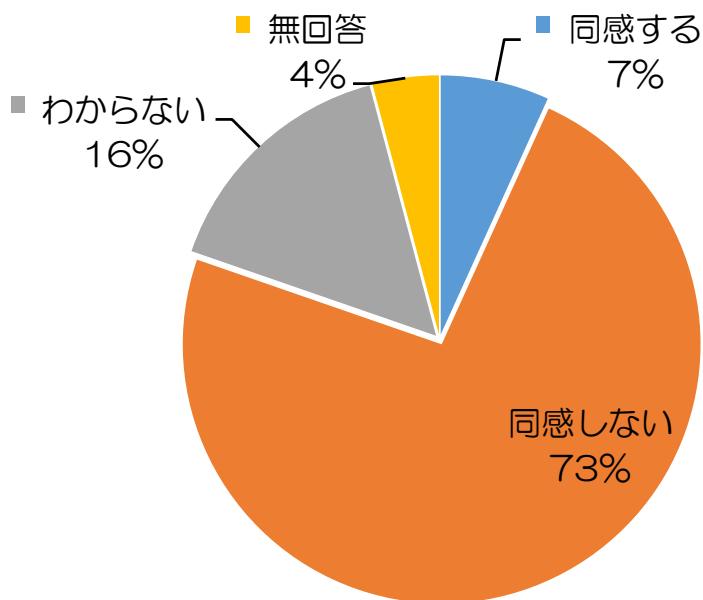
問5 あなたは、今後、特にどのような分野で女性の参画を進めるべきだと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



(n=2050)

3 家庭生活についてお伺いします。

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方を、あなたはどう思いますか。

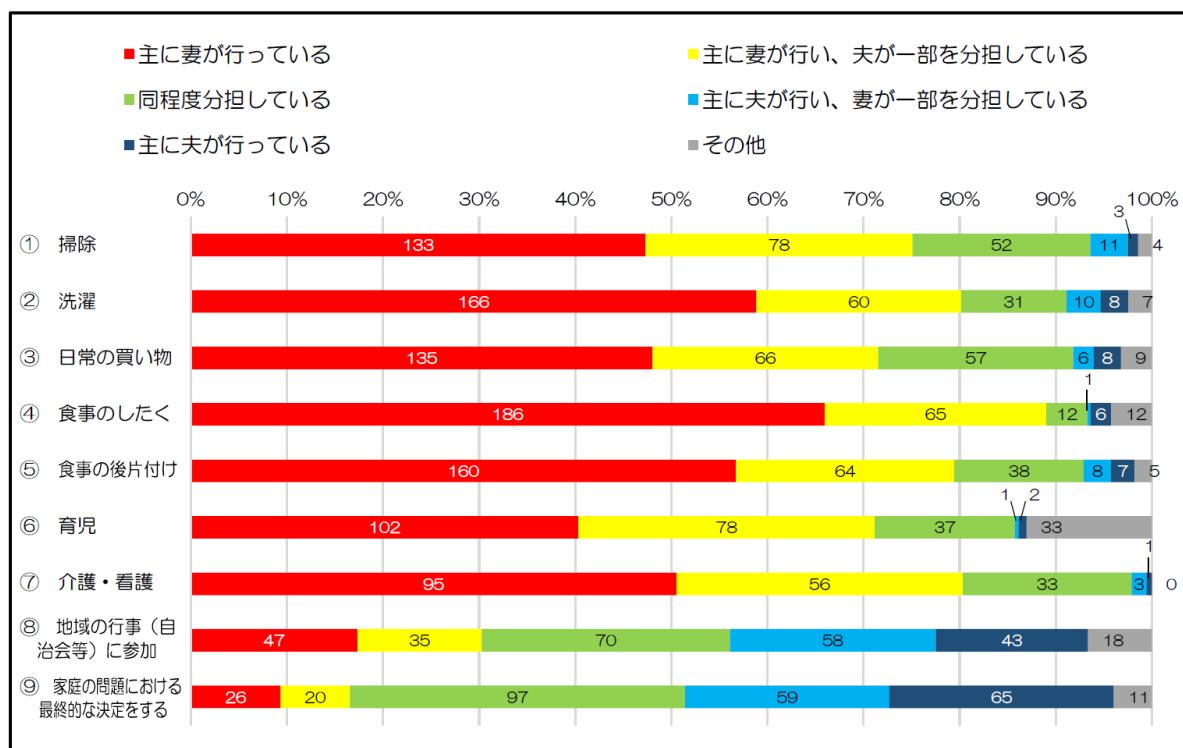


(n=604)

[現在結婚されている方にお伺いします。]

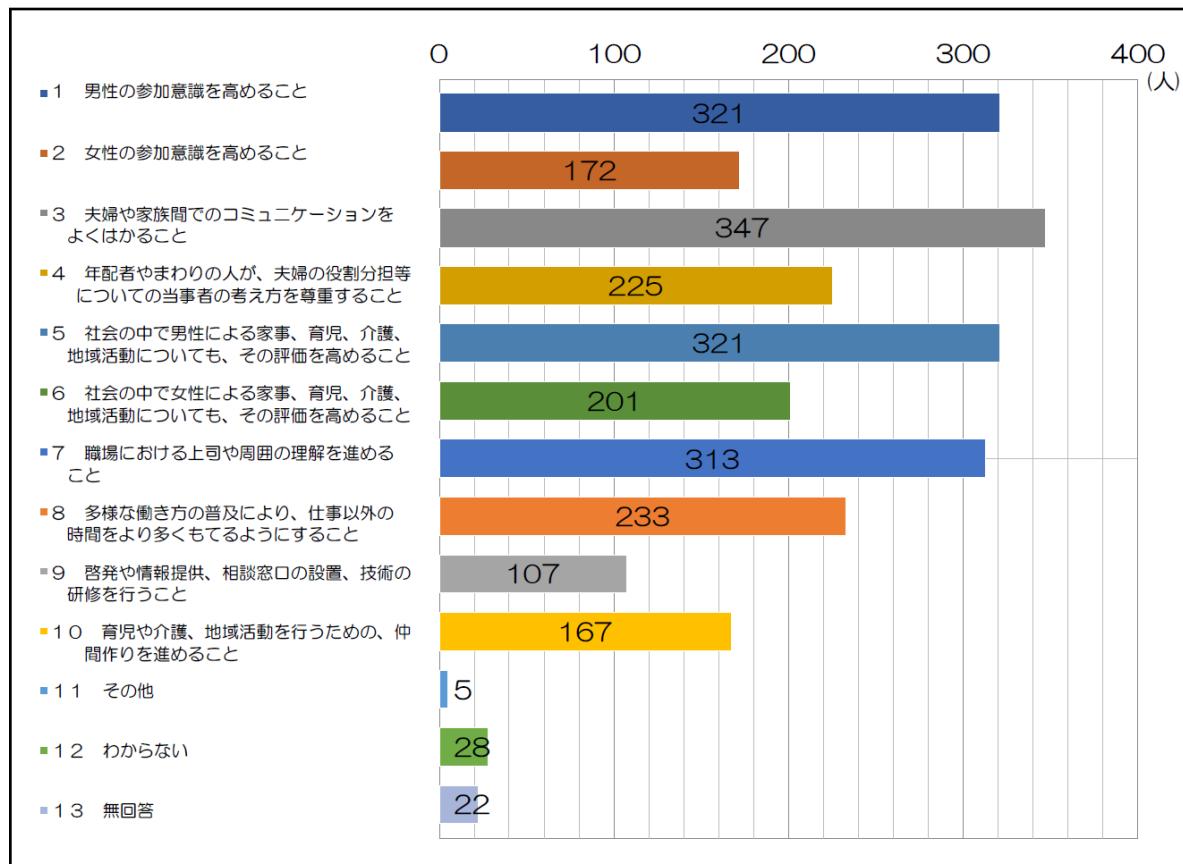
問7 あなたのご家庭では、次にあげるような家事などを、主に誰が分担していますか。

※育児や介護・看護については、現在該当しなくても過去にご経験があれば、それをもとにお答えください。

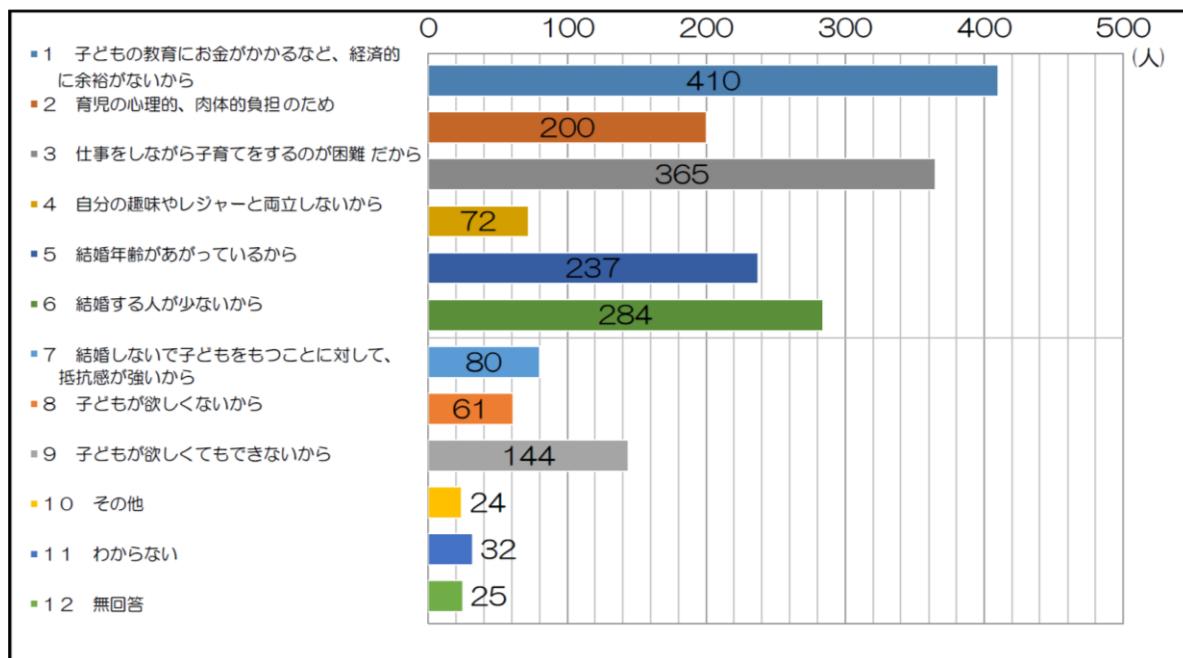


(n=282)

問8 男女がともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次のなかあてはまるものをすべて選んでください。



問9 最近、出生数が少なくなっていますが、あなたはその理由は何だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

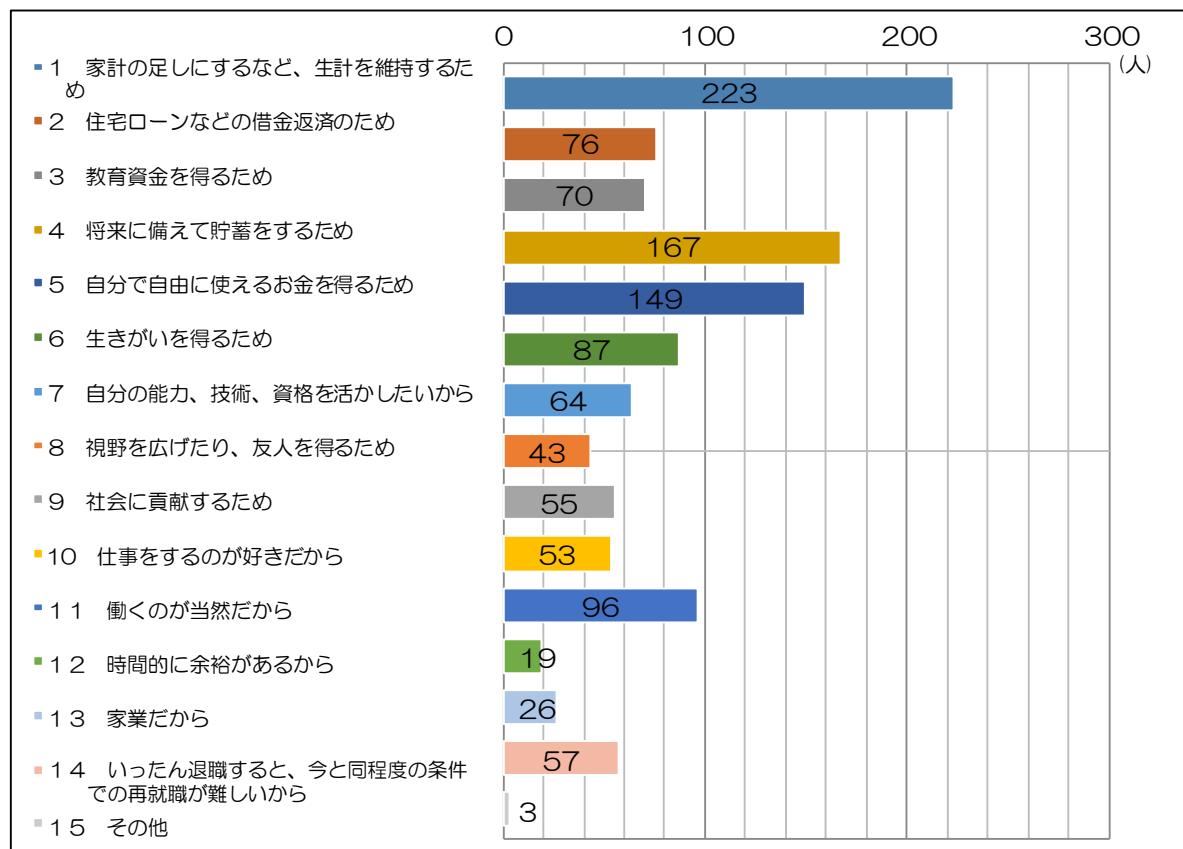


(n=1934)

4 職業についてお伺いします。

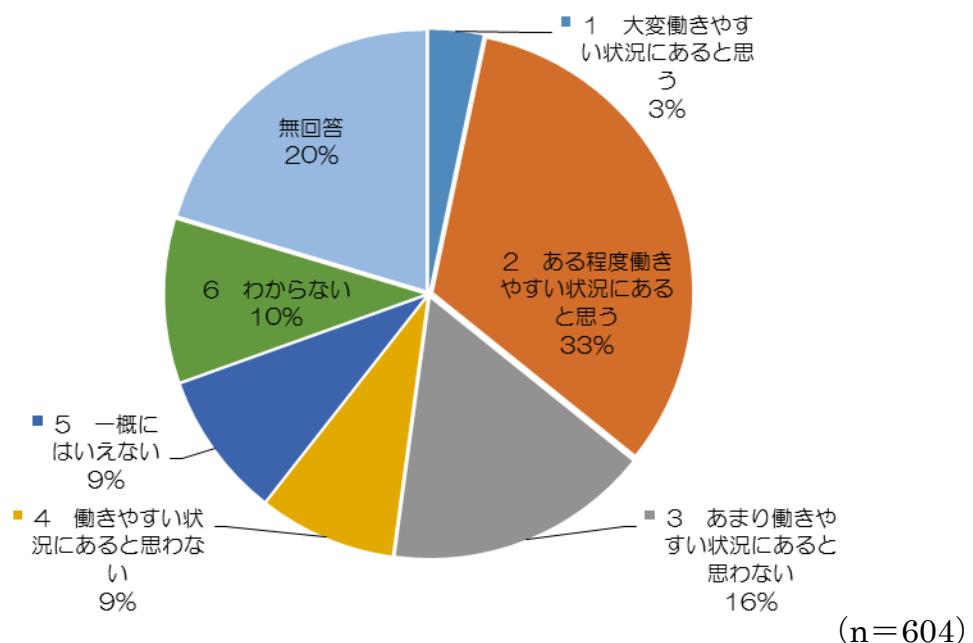
〔現在職業をもっている方にお伺いします。〕

問10 職業をもっている主な理由は何ですか。次の中からすべて選んでください。



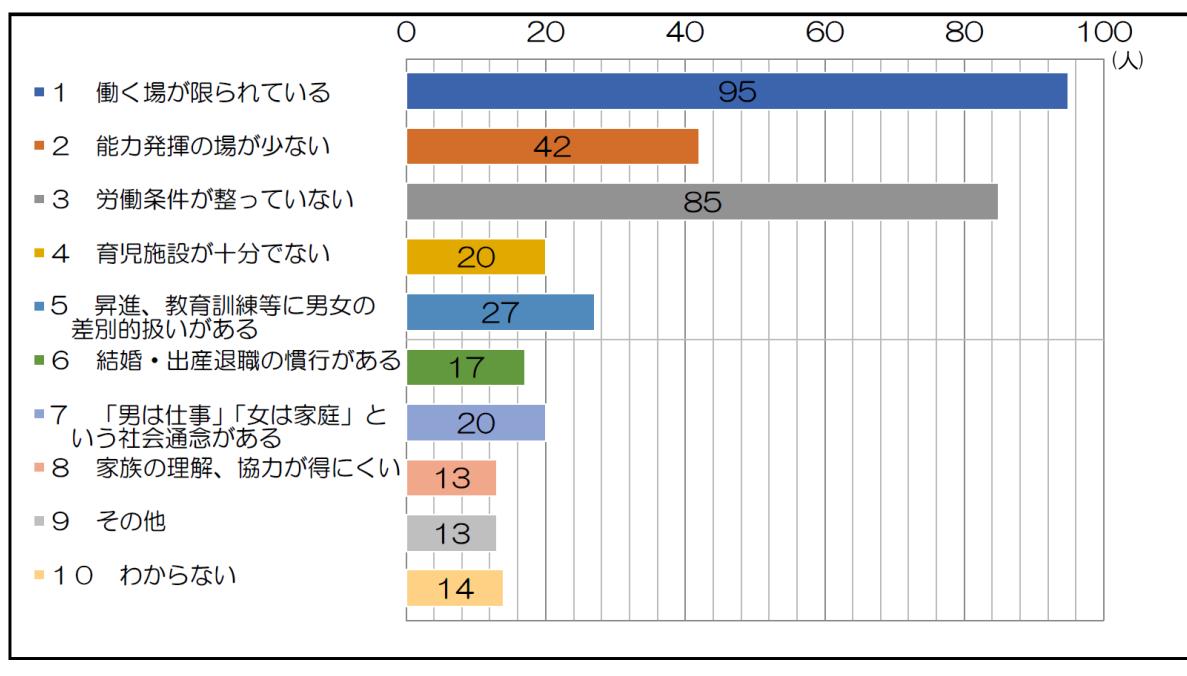
(n=1190)

問 11 現在の社会は、あなたにとって働きやすい状況にあると思いますか。



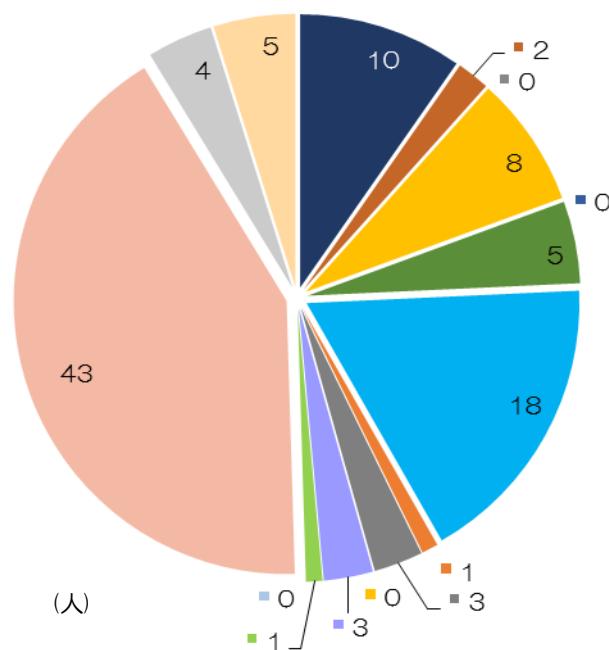
[問 11 で「あまり働きやすい状況にあると思わない」または「働きやすい状況にあると思わない」と答えた方にお伺いします。]

問 12 それは、どのような理由からでしょうか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。



[現在職業をもっていない方にお伺いします。]

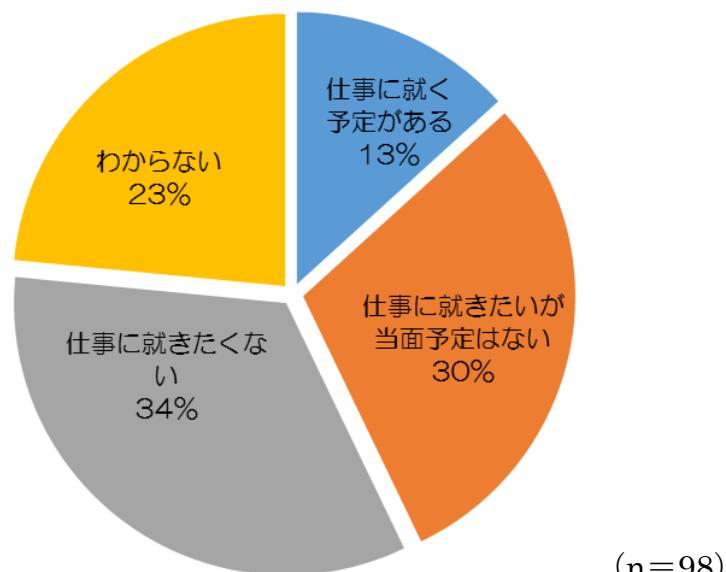
問 13 現在仕事に就いていないのは、主にどのような理由からですか。次の中から1つ選んでください。
(※中高生を除く)



(n=103)

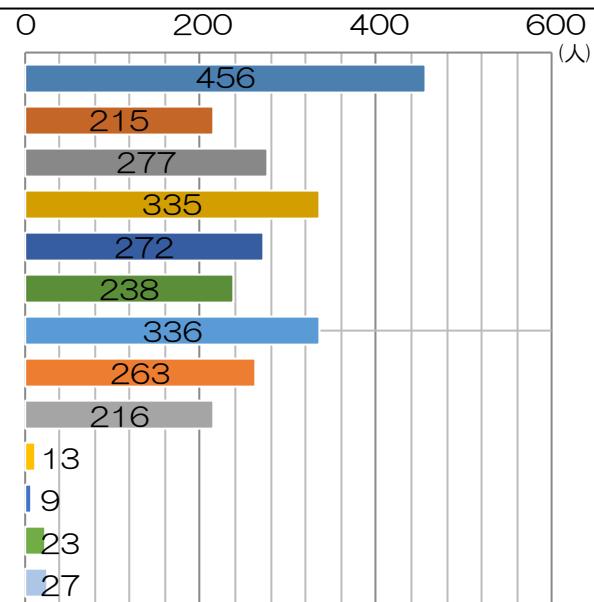
[現在職業をもっていない方にお伺いします。]

問 14 今後仕事に就きたいとお考えですか。次の中から1つ選んでください。
(※中高生を除く)



問 15 あなたは、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

- 1 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2 介護支援サービスの充実
- 3 家事・育児サービスの充実
- 4 男性の家事参加への理解・意識改革
- 5 働き続けることへの周囲の理解・意識改革
- 6 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
- 7 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
- 8 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの充実
- 9 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 10 その他
- 11 特にない
- 12 わからない
- 無回答



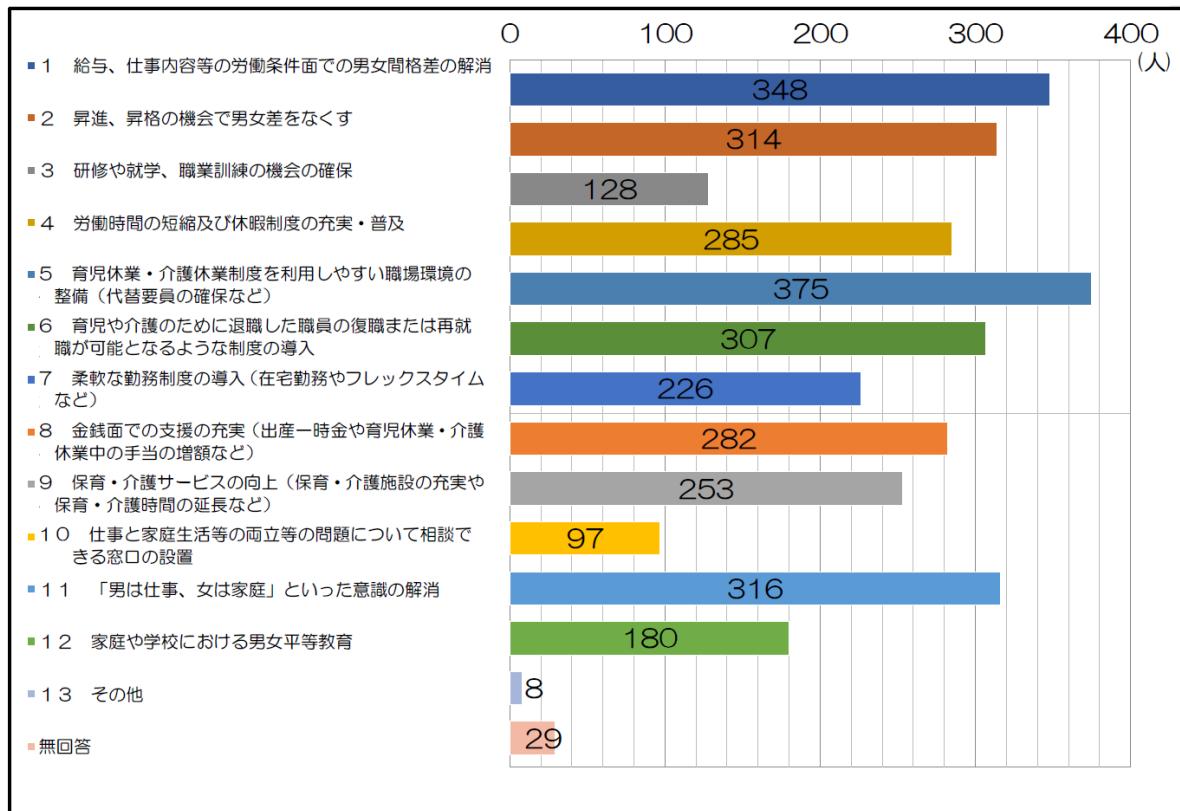
(n=2680)

5 仕事と家庭・社会活動の両立についてお伺いします。

問 16 男女が共に仕事と家庭・社会活動の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

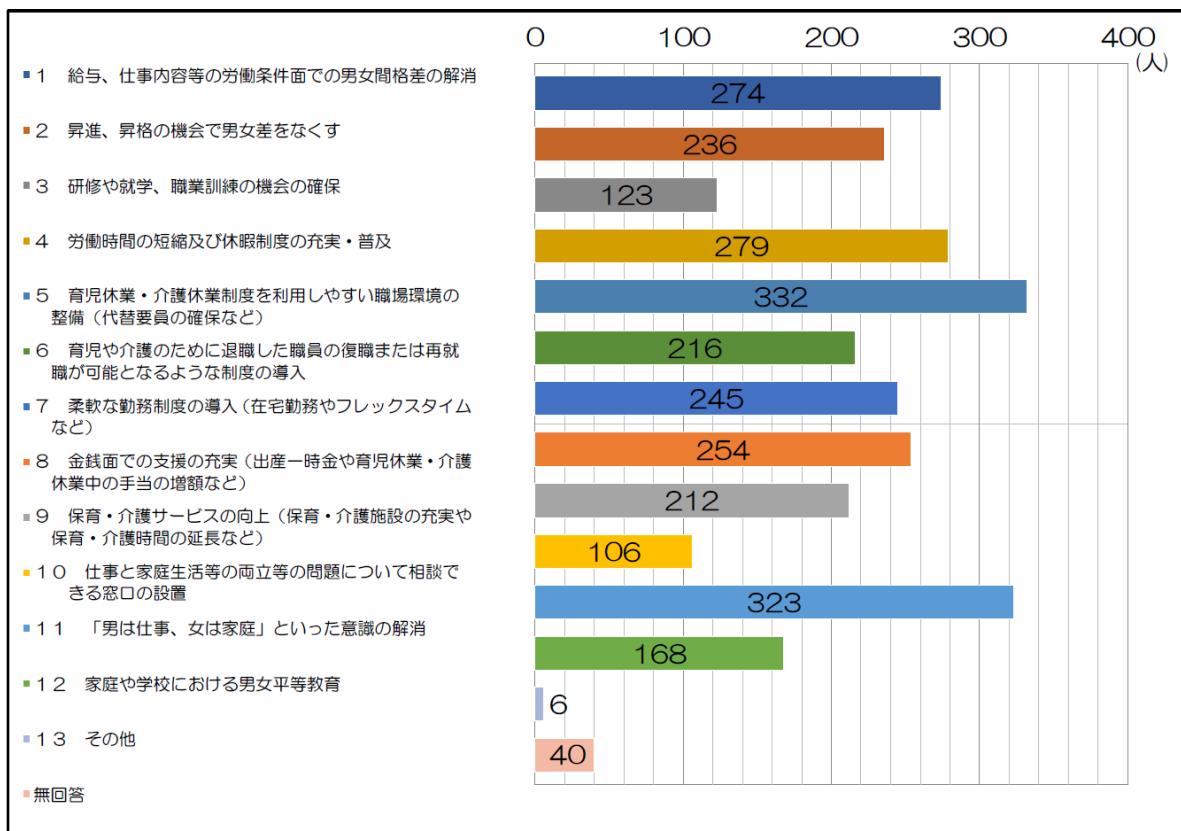
(1)女性及び(2)男性それぞれの場合について、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

(1)女性についてはどうでしょうか。(男性の方もお答えください)



(n=3148)

(2) 男性についてはどうでしょうか。(女性の方もお答えください)

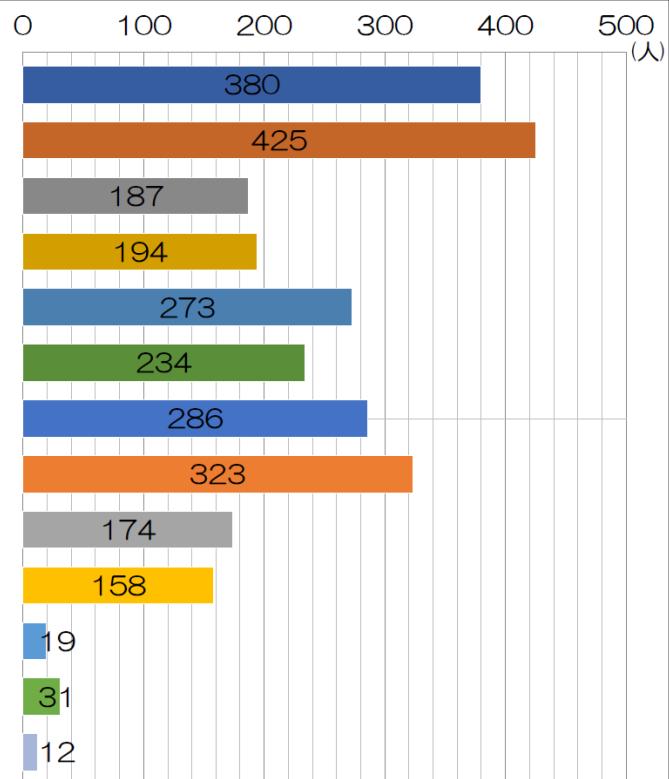


(n=2814)

6 ドメスティック・バイオレンス（DV）などについてお伺いします。

問 17 「配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等」を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

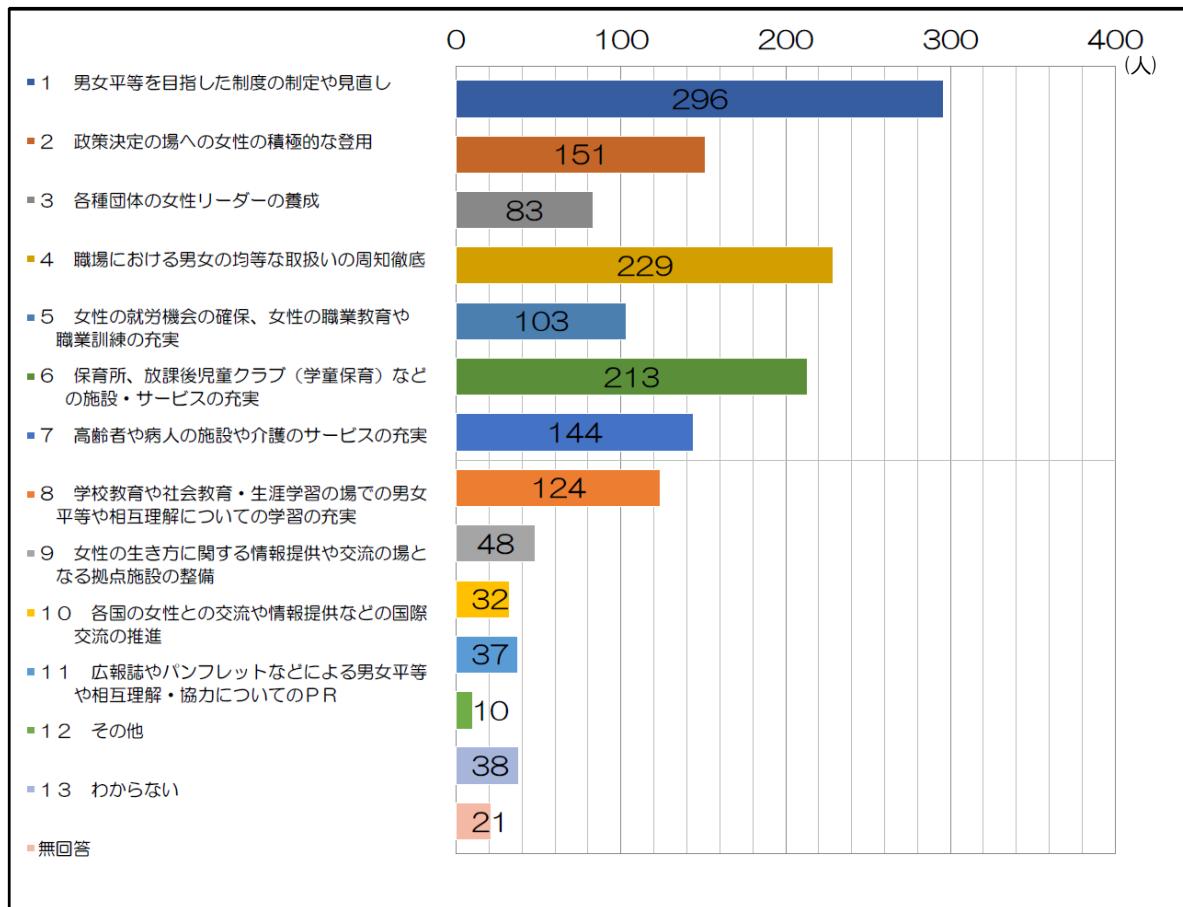
- 1 家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う
- 2 学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う
- 3 地域で、暴力を許さない社会作りのための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディア（新聞・テレビなど）を活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 加害者の取り締まりを強化する
- 6 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 7 加害者への罰則を強化する
- 8 どんな理由があっても、暴力を振るってはいけないということの周知
- 9 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、ビデオ、ゲームソフトなど）を取り締まる
- 10 メディア（新聞・テレビなど）が自主的な取り組みを強化し、暴力表現を取り扱わないよう取り組む
- 11 その他
- 12 わからない
- 無回答



(n=2696)

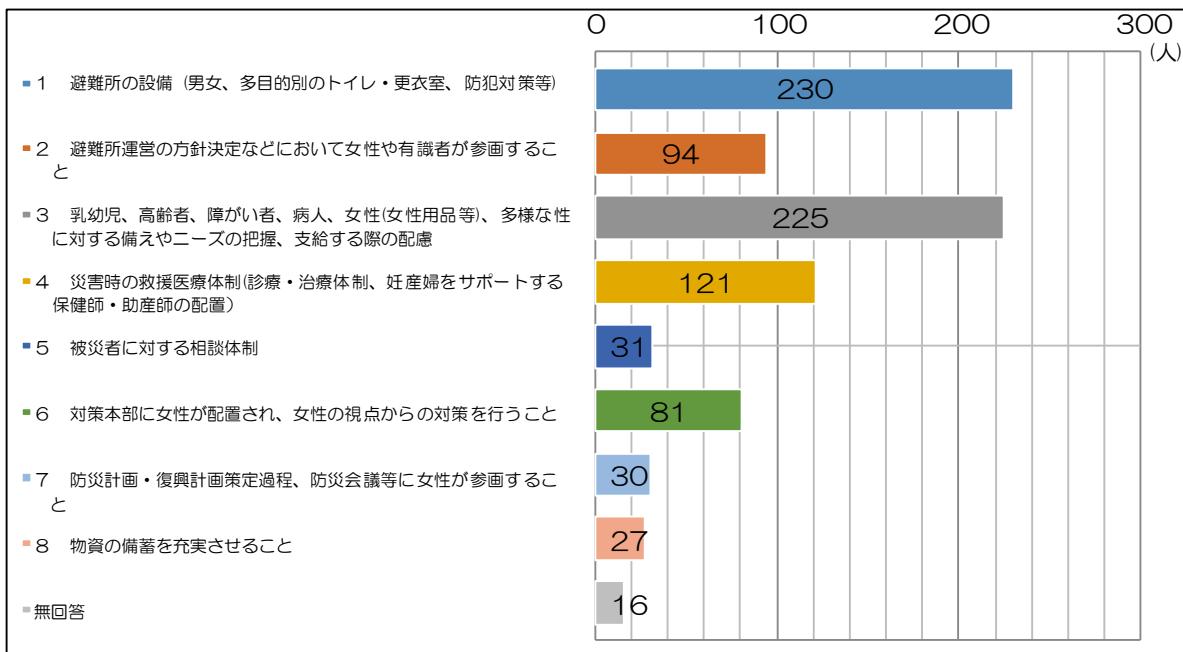
7 男女共同参画施策についてお伺いします。

問 18 男性と女性が、家庭、地域社会、職場、教育、政治の場などあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、行政は、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中から主なものを3つまで選んでください。



(n=1529)

問 19 地域の防災で、性別の視点に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。次の 中から3つまで選んでください。



(n=855)

問 20 男性と女性が、家庭、地域社会、職場、教育、政治の場などあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するために、市に対してのご意見やご要望がありましたら、自由にお書きください。

【主な回答内容】

- ・互いを思いやる、尊重し合うことの大切さを小さい時から育っていく環境の中で培っていけるような「ことばの教育」は欠かせません。家庭内、地域内、様々な団体内などで、美しい、優しい、温かい言葉使いを学び合っていけるような取組がぜひほしい。
- ・男性がもっと積極的に育児休暇を取れる環境をつくってほしい。
- ・女性管理職を今より増やすなど、また、能力に応じた職域を確保して発揮してもらうのも一理あると思います。
- ・産休、育休などの離職復帰をさせる制度を各企業などに義務化させるなどしないと女性の職場復帰や出産に関しても増えてこない。女性が活躍する、女性が多いまちは自然と元気で明るいまちになっていくと思います。
- ・今の社会、女子に対する差別や偏見などが問題になっているが、だからといって女子中心の政策になってしまふので、そのバランスを保ってほしい。
- ・どちらか一方が強くなり過ぎないように「平等」を目指してほしい。
- ・幼少のころから教育することで、性についての正しい知識や男女両方への理解が深まると思います。
- ・SDGs未来都市として男女両方への尊重や理解度を高め、日本の男女平等を目指す近未来都市へとなれると良いと思います。
- ・女性男性どちらにも優しいまちづくりをしてほしい。
- ・男性と女性が集まり、話し合いができる場があればいいのではないかと思います。

男女共同参画計画策定委員会設置要綱

令和3年9月13日（陸前高田市告示第119号）

（設置）

第1 陸前高田市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、男女共同参画について広く意見や提言等を聴取し、計画に反映させるため、陸前高田市男女共同参画計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について意見や提言等を行う。

- (1) 計画の策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に係る必要な事項に関すること。

（構成）

第3 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 団体の役員
- (2) 企業等の役員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他必要と認める者

（任期）

第4 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5 策定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 策定委員会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 策定委員会には、委員長が必要と認める者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(報償及び実費弁償)

第7 市長は、委員に対し、1回の会議につき、報償として3,000円及び陸前高田市一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和36年条例第28号）第7条に規定する基準により計算した旅費相当額を支給することができる。

(庶務)

第8 策定委員会の庶務は、市民協働部まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

男女共同参画計画策定委員会委員名簿

区分	所属及び役職名	氏名	備考
団体の役員	陸前高田市地域女性団体協議会会长	菊池清子	委員長
	陸前高田商工会女性部部長	金野ヨシ子	
	J Aおおふなと女性部下矢作支部長	鈴木順子	
	広田湾漁業協同組合女性部副部長	佐々木邦子	
	陸前高田市コミュニティ推進協議会連合会長部地区コミュニティ推進協議会会长	菅野稔	副委員長
	陸前高田市社会福祉協議会主事	脇坂健吾	
	陸前高田青年会議所 子どもの未来創造委員会委員	佐々木陽太郎	
	陸前高田N P O協会副会長	佐々木良麻	
	陸前高田市P T A連合会副会長	石川公平	
企業等の役員	株式会社八木澤商店取締役	河野千秋	
知識経験を有する者	岩手県立高田高等学校副校長	伊藤正則	
	陸前高田市立高田東中学校副校長	菅原理日	
	人権擁護委員	佐々木貞子	
	男女共同参画サポーター	武藏野美和	
	男女共同参画サポーター	山本健太	